

平成28年 6 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成28年 6 月16日～17日

場 所 第2委員会室

平成28年 6 月16日 (木曜日)

め、私学助成の増額を求める請願

午前 9 時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第 1 号 平成28年度宮崎県一般会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 2 号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 議案第 5 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6 号 宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 平成28年度宮崎県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて[宮崎県税条例の一部を改正する条例]
- 報告事項
 - ・宮崎県国民保護計画の変更について (別紙 4)
 - ・平成27年度宮崎県繰越明許費繰越計算書 (別紙 5)
 - ・平成27年度宮崎県事故繰越し繰越計算書 (別紙 6)
- 請願第 3 号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願
- 請願第 6 号 高等学校の公私間格差解消のた

- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成28年度政策評価について
 - ・宮崎県県民意識調査調査結果 (平成27年度)の概要について
 - ・2 巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備について
 - ・熊本地震に関する影響調査結果について
 - ・路線バスによる客貨混載輸送の新規路線について
 - ・フードビジネスの推進について
 - ・第 3 次みやざき男女共同参画プランの策定について
 - ・第10次宮崎県交通安全計画の策定について
 - ・みやざき文化振興ビジョンの改定について
 - ・防災拠点庁舎整備に係る実施設計の進捗状況について
 - ・社会人採用について
 - ・みやざき行財政改革プラン (第二期) に基づく行財政改革の取組について
 - ・宮崎県国土強靱化地域計画の策定について

出席委員 (8 人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	重 松 幸次郎
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	中 野 一 則
委 員	日 高 博 之
委 員	満 行 潤 一
委 員	来 住 一 人

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 永山英也
 総合政策部次長
 (政策推進担当) 井手義哉
 総合政策部次長
 (県民生活担当) 松岡弘高
 総合政策課長 松浦直康
 秘書広報課長 中原光晴
 広報戦略室長 藤山雅彦
 統計調査課長 丸田勉
 総合交通課長 野口和彦
 中山間・地域政策課長 奥浩一
 フードビジネス
 推進課長 重黒木清
 生活・協働・
 男女参画課長補佐 渡邊世津子
 交通・地域安全対策監 壹岐幸啓
 文化文教課長 神菊憲一
 人権同和対策課長 工藤康成
 情報政策課長 蕪美知保

総務部

総務部長 桑山秀彦
 危機管理統括監 畑山栄介
 総務部次長
 (総務・職員担当) 郡司宗則
 総務部次長
 (財務・市町村担当) 田中保通
 危機管理局長
 兼危機管理課長 平原利明
 部参事兼総務課長 上山伸二
 防災拠点庁舎整備室長 志賀孝守
 人事課長 吉村久人
 行政経営課長 小田光男
 財政課長 川畑充代

税務課長 高林宏一
 部参事兼市町村課長 藪田亨
 総務事務センター課長 大田原節郎
 消防保安課長 福栄芳政

事務局職員出席者

議事課主査 長谷恵美子
 総務課主任主事 日高真吾

○二見委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会いたします。

本日は、満行委員が所用のため、少しおくれるということですので、御了承をお願いします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元の配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、部長に概要説明及び報告事項に関する説明を求めます。

○永山総合政策部長 おはようございます。総合政策部でございます。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、委員の皆様方には、先般の県内調査におきまして、総合政策部関係の事業等を調査いただきました。まことにありがとうございました。

それでは、今回、提案をしております報告事

項等につきまして、その概要を説明させていただきます。

お手元の委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

今回、総合政策部から提出している議案はございません。

まず、Ⅰの報告事項についてであります。

平成28年度6月定例県議会提出報告書にございます総合政策部の平成27年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして、説明をいたします。

1ページ、右のページをごらんください。

こちらは、平成28年2月の定例県議会において御承認をいただきました繰越事業について、繰越額が確定いたしましたので、今回、報告を行うものでございます。

一覧表に事業名等を記載しておりますが、国の地方創生交付金を活用した事業及び国庫補助事業であります。

一番下の欄にありますように、合わせて5事業、3億503万8,000円が繰越額となったところでございます。

左のページ、目次に戻ってください。

Ⅱの、その他の報告事項につきまして、目次に記載しておりますとおり、9件の報告事項がございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

なお、本日、生活・協働・男女参画課長の菊池が病氣療養中のため、欠席をさせていただいております。代理で生活・協働・男女参画課長補佐の渡邊が出席しております。どうぞよろしくお願いをいたします。

私からの説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項につきまして、質疑はございません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○松浦総合政策課長 総合政策課からは、3件の御報告をさせていただきます。

委員会資料の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

まず、平成28年度の政策評価についてであります。

1の評価の概要でありますけれども、昨年度、策定いたしましたアクションプランにつきまして、8つの新しい「ゆたかさ」展開プログラムというものを、重点施策として掲げております。その進捗状況等について評価を行うものであります。

2の評価方法等でありますけれども、別冊でお配りしておりますアクションプランの工程表の各指標の達成状況、それから施策の進行状況等について、まず、内部評価を行った上で、総合計画審議会のほうで外部評価を行っていただくというものでございます。

工程表の内容について、少しごらんいただきたいと思います。

別冊でお配りいたしております資料1、未来みやざき創造プラン、アクションプランの工程表をごらんいただければと思います。

表紙をおめくりいただきまして、表紙裏の下に目次とありまして、プログラムが8つ掲げてございます。これらのプログラムにつきまして、これから少し御説明しますような内容で、工程表を整理しております。

まず、1ページのほうでございますが、プロ

グラム1、人口問題対策プログラムの総括表となっております。

総人口でありますとか、29歳以下の若者人口の割合といったような重点指標をここに掲げておりますとともに、取り組み方針、重点的なものについて記載をしているところでございます。

具体的な内容につきましては、ページをお開きいただきまして2ページ、3ページをごらんいただきたいと思っております。

各プログラムにつきましては、複数の重点項目を設けております。

ここに記載しております2ページ、3ページについては、プログラム1の重点項目1番目の子育ての希望を叶える環境の整備というものでございまして、3つの取り組みから大きく構成をしております。

2ページがその1つ目、ライフステージに応じた出会い・結婚・子育て支援ということで、下に記載がありますように、出会いの場づくりと結婚支援、健やかな妊娠の推進など、取り組み事項について、工程表をまとめているところでございます。

あわせて指標を設定しておりまして、ここでは、縁結び応援団等が実施する独身者の出会いや交流イベントの参加者数ということで掲げております。

3ページのほうの上の段は、2つ目の取り組みといたしまして、地域全体での子育て支援、それから、下の段のほうは、仕事と生活の調和及び地域間・世代間交流の推進ということでまとめております。

こういうような形で重点項目ごと、そして、プログラムごとに工程表をまとめているところでございまして、この工程表の進捗状況の評価をしていくというものでございます。

委員会資料にお戻りいただきたいと思います。

委員会資料の2ページの今後のスケジュールのところでございます。

今月中に審議会のほうに諮問いたしまして、2回ほど審議をいただいた上で、8月には答申をいただいて、9月の議会の中で評価結果の御報告をしたいと考えております。

それから、※にありますように、昨年度策定いたしました宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略についても、その達成状況について評価をしてまいりたいと考えております。

3ページは、総合計画審議会の委員の名簿でございますので、参考までにつけさせていただいております。

ページをおめくりいただきまして4ページ、5ページをごらんいただきたいと思っております。

県民意識調査の結果の概要についてでございます。

1の調査方法等でありますけれども、調査時期につきましては、ことしの2月、調査対象といたしましては、県内在住の18歳以上の方、3,500人を無作為に抽出いたしまして、郵送によるアンケート調査を行ったものでございます。回答者数は、1,494人でありました。

詳細については、また別途、資料2ということで、集計結果を別の冊子でお配りしておりますけれども、本日は、委員会資料で概略を御説明させていただきたいと思います。

(1)の宮崎県での暮らし全般について満足している人の割合というのが、66.4%でありました。

その下に、表が掲げてございます。平成22年度以降の経過を示しております。

欄外のところで、選択肢の1、2、「満足している」、「どちらかといえば満足している」とい

う方々の割合の合計数を掲げておりますが、平成22年度以降の状況を見ますと、おおむね横ばい、昨年度からすると若干上がっているのかなという状況でございます。

(2)の現在、住んでおられる地域に住み続けたいと思う人の割合、80.1%でありました。

これも、表を掲げておりますが、この表の欄外のところ、「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」という方々の割合は、おおむね横ばい状況かなと考えております。

5ページをごらんください。

(3)豊かさのイメージであります。

これは、下に表を掲げておりますけれども、12の選択肢の中から豊かさのイメージに近いと思うものを3つ以内で選んでいただきまして、それぞれについて満足しているかどうかというアンケートをしたものでございます。

表を見ていただきますと、1番目の心身の健康、衣食住の充実、家族や周囲との良好な人間関係、それから、収入や資産が多いことといったところが豊かさというイメージをしておられる方の割合が高いのかなと思っております。

それから、満足度という点では、4の収入や資産が多いことということについては、満足度は低くなっておりますが、一方で、3の家族や周囲との人間関係、あるいは6の恵まれた自然といったところについては、満足度は高くなっているという状況でございます。

(4)災害に対する備えをしている人の割合は、43.4%でありました。先般の熊本地震等のことを考えますと、ここはまだまだ引き上げていく必要があると考えております。

(5)地産地消を意識し、実際に利用している人の割合、67.8%。

(6)医療体制の全般について満足している

人の割合、43.3%。おおむね前回と同じような傾向になっているということでございます。

それから、(7)子供の人数についてのアンケートでございます。

子供の数というのを予定している、あるいは予定していた人数というのが2人というのが最多でありますけれども、一方で、理想としているあるいは理想としていた数というのが3人ということでもありますので、ここに、少しギャップが出ていると考えているところでございます。

そのほか50問について、この意識調査をしておりますので、詳細については別冊のほうで、またごらんいただければと思います。

ページをおめくりいただきまして、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。

2巡目国体に向けた県営スポーツ施設の整備についてであります。

基本的には、教育委員会の所管ということになりますけれども、こういう施設の整備ということになりますと、県土整備部、それから危機管理局、あるいは商工観光労働部でありますとか、福祉保健部といったところが深くかかわってまいりますので、その調整等に、私どもとしてもしっかりかかわっていく必要があると考えているところでございます。

まず、1の県有スポーツ施設の現状と課題であります。表にありますように、いずれも古くなってきております。

そういうようなことで、(2)の課題にありますように、国体の施設基準に適合していないものがあつたりとか、あるいは③にありますように、県の総合運動公園が、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域に入っているというようなことがありますので、こういったところをどう整理していくのかということが、大きな

課題であると思っております。

2の検討の視点でございます。

まずは、競技を円滑に実施できるということが必要でございますので、その機能性を確保するということ。

それから、(2)では、国体終了後もしっかり活用できるものを考えておきたい。

それから、(3)では、もちろん安全性というものが必要であると考えております。

それから、(4)では、そうはいつでもコストというのは、できるだけ下げていきたいというところがございまして、こういった視点を持ちながら検討を進めてまいりたいと考えております。

7ページをごらんください。

3の検討方法であります、副知事をトップとする庁内の検討会議を立ち上げておまして、その中での検討をまずは進めていくということでございます。

当然、専門的な調査というものも必要となりますので、委託調査を絡めながら検討を進めてまいりたいと思っております。その過程で、市町村や競技団体とも意見交換をしていこうと考えております。

(4)の今後の主なスケジュールでございますが、まずは、現状を整理していく。県内のスポーツ施設がどういう状況であるのかというものの整理を行った上で、改築が必要な県有施設を絞り込んでまいりたいと思っております。

その上で、どういう形で、場所も含めて整備していくのがいいのかということ整理した上で、年内ぐらいで中間的な取りまとめ、それから、年度内いっぱいぐらいで基本構想案といったものに、できればどり着きたいと考えております。

その都度の御報告については、基本的には教育委員会のほうと思っておりますけれども、大きなポイントにつきましては、この委員会のほうにも、私のほうから御説明をしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○丸田統計調査課長 統計調査課でございます。

常任委員会資料の8ページをごらんいただきたいと思います。

熊本地震に関する影響調査結果について、御説明をいたします。

なお、別冊で資料3もお配りをさせていただいておりますけれども、こちらの常任委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

まず、1の調査の概要でありますけれども、今年4月に発生をいたしました熊本地震から1カ月を経過した時点におきます県内の企業等の状況を分析いたしまして、熊本地震の本県への影響を把握するため、みやぎん経済研究所と共同でアンケート調査を実施したところでございます。

なお、みやぎん経済研究所におきましては、4月に地震発生から1週間後の状況調査を行っておりまして、今回の結果分析に当たりましては、前回の調査との比較検討も行っております。

調査期間は5月19日から27日までの期間で、540の県内企業・団体等の事業所から、回答をいただいたところでございます。

2の調査結果の概要であります。

まず、(1)の地震の影響の有無でございますが、熊本地震発生後1カ月の影響につきまして、図表1の一番上の欄になりますけれども、全体では、「大きな影響があった」、「多少影響があった」という回答を合わせまして51.8%と半数以上で影響が出ております。

業種別では、一番下の欄になりますけれども、運輸・サービス業の中で観光との関連性が高い宿泊・飲食サービス業におきまして、「大きな影響があった」、「多少影響があった」を合わせて、86.2%と8割以上を占める結果となっております。

9ページをごらんください。

(2) 売り上げへの影響でございますが、図表2のとおり、地震発生前と比較しまして、全体では、「減少した」が25.4%、「変化なし」が70.9%、「増加した」が3.6%となっております。

業種別では、宿泊・飲食サービス業におきまして、「減少した」が82.8%と8割以上が、また、地域別では県北で「減少した」が29.4%と、約3割が売り上げベースで影響を受けたという結果となっております。

次に、(3)の売り上げの減少率であります、「売り上げが減少した」と回答した企業の売り上げ減少割合の平均を見てもみますと、図表3のとおり、全体の平均は17.0%の減少となっております。特に一番下の宿泊・飲食サービス業におきましては、28.6%となっております。

10ページをごらんください。

(4)の売り上げ減少の要因についてでございますが、全体では、図表4のとおり、最も回答の多かった一番上の観光客数の減少・キャンセルが49.7%で、前回の調査より観光関連への影響が拡大していることがうかがえる結果となっております。

また、2番目の前回調査で最も回答率の高かった物流の混乱につきましては、26.2%で前回より低下しております。3番目のイベント等の自粛・中止につきましては、25.5%で前回より高くなっております。

業種別では、図表5のとおり、農林漁業では

物流の混乱、製造業では納品・販売先の業務縮小や操業停止、建設業では物流の混乱と納品販売先の業務縮小や操業停止、そして、卸小売業、運輸・サービス業では観光客数の減少・キャンセルによる影響が最も高くなっております。

11ページをごらんください。

(5)の今後影響が続くと予想される期間を聞いたところでありますが、図表6のとおり、全体では「わからない」と回答した企業等が56.9%を占めておきまして、先行きについて不透明感が見られるという結果となった一方で、「1年を超える」という回答も6.8%あったところであります。

業種別では、宿泊・飲食サービス業の状況を見ますと、「わからない」が42.9%と最も多く、次いで3カ月が25.0%、6カ月が17.9%となっております。

また、地域別におきましては、すべての地域において、「わからない」が5割を超えているという結果でございます。

(6)今後の売り上げへの影響につきましては、図表7のとおり、全体では売り上げ減少が20.8%、変化なしが72.1%、増加予想が7.1%となっております。

業種別では、減少予想が卸小売業で27.3%、運輸・サービス業が42.4%と他の業種より、売り上げの減少を懸念する声が高くなっております。特に宿泊・飲食サービス業におきましては、67.9%となっております。

一方で、建設業におきましては、増加予想が17.6%ございまして、災害復旧対策への期待感等もございまして、減少予想よりも高くなっております。

また、地域別では、県北地域の減少予想が28.3%と他の地域に比べ、高くなっております。

12ページをごらんください。

(7) 今後予想される影響であります、図表8のとおり、全体では、物流遅延が33.3%と最も高く、次いで、売り上げ減少が28.1%、受発注の不安定化が19.4%となっております。

業種別では、農林漁業と製造業におきまして物流遅延が、そして、建設業におきましては仕入れ価格高騰が、そして、卸売業では物流遅延と売り上げ減少が最も高くなっておりまして、運輸・サービス業におきましては、売り上げ減少が約半数を占めているという結果になっております。

最後に、参考といたしまして、今回の調査の結果から、地震発生後1カ月間の売り上げ減少額を推計した結果を記載いたしております。

推計額は、県内の産業別の年間の生産額に、今回の調査で得られました売り上げが減少したと回答した企業等の割合、それと、業種別の売り上げ減少率の平均を掛けまして、1カ月分の減少額を推計いたしております。

この結果、観光との関連の高い宿泊・飲食サービス業におきまして44億1,000万円、そして、卸小売業で26億円となっております、一番下の欄になりますが、全体の推計総額では、149億円の減少額となっております。

以上のように、熊本地震発生から1カ月の影響について、今回、調査を行いましたけれども、観光関連を中心といたしまして、県内全域で影響がございまして、また、先行きについては不透明感が見られる中で、今後の影響を懸念する声も大きいということから、今後とも状況については見きわめていく必要があるかと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○野口総合交通課長 総合交通課でございます。

14ページをお願いいたします。

路線バスによる客貨混載輸送の新規路線について御説明を申し上げます。

まず、1の概要であります、路線バスを活用して宅配便の荷物を運ぶ、いわゆる客貨混載輸送につきましては、中山間地域におきます路線バスの収益性の向上による路線の維持、物流の効率化等を目的とし、昨年の10月から西都～西米良を結ぶ路線バスで開始をされたところでございます。この西都～西米良につきましては、先般、委員の皆様方にも御視察をいただきまして、どうもありがとうございました。

さて、今般、この客貨混載輸送が延岡市と高千穂町、また、日向市と諸塚村を結びます2つの路線において、6月1日より新たに開始をされましたので、御報告を申し上げます。

2の取り組みの内容でございます。

まず、(1)として、延岡～高千穂間では、下に写真がございすけれども、座席の一部を荷台スペースに改造した路線バスを2台、導入いたしております。

また、諸塚～日向間におきましては、回送便のため、こちらについては改造は行わず、荷物スペースを確保した車両が2台、導入されております。

15ページをごらんいただきたいと思っております。

(2)であります、延岡市と高千穂町を結ぶ路線につきましては、●にありますように、高千穂町を発着する当日便が開始され、午前9時15分までに預かった荷物を、県内全域へ当日中に配達可能となったところでございます。

また、延岡市で、午前11時30分までに預かった荷物も、当日中に高千穂町に配達が可能となったところでもあります。

次に、(3)であります。諸塚村と日向市を結

ぶ路線につきましては、回送便を活用するものではありますが、●にありますように、ヤマト運輸の配達員が地域に滞在する時間がふえたことにより、ヤマト運輸のトラック便について、諸塚村と美郷町の集荷の締め切り時間が2時間延長され、午後5時まで荷物の持ち込みが可能となったところでございます。

細かなバスの運行時間等につきましては、下の図の①、②に記載をしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

県といたしましては、今後とも、地域の実情やニーズを踏まえながら、中山間地域におけるバス路線の維持や、物流の効率化が図られるよう、市町村や事業者と連携をしまいにまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○重黒木フードビジネス推進課長 それでは、委員会資料の16ページをお願いいたします。

フードビジネスの推進につきまして、御説明申し上げます。

フードビジネスにつきましては、平成25年に構想を策定いたしまして、昨年度までの3年間で第1期として取り組みを進めてまいりました。

第1期の取り組み状況ですが、Iのフードビジネスの推進体系にありますように、生産者所得の向上、県内生産力の向上と高付加価値化の推進、食による観光宮崎の新生の3つの視点からなる重点項目を設定いたしまして、構造的な課題に取り組むとともに、その下のフードビジネスプロジェクトとして、拡大、挑戦、イノベーションの3つを掲げ、宮崎の食肉など、10のテーマに取り組んできたところであります。

その下のIIに、この間の企業活動の状況をまとめております。

商品開発や施設整備への補助、融資などであ

りますが、次の17ページの上に、点線で囲んでありますように、食料品の生産増、施設整備、雇用増に総額で425億円が投入されておりました、その波及効果を試算しますと、四角で囲んでありますけれども、696億円となっております。

その下のIIIに、これまでの成果を総括的に記載しております。

3年間、フードビジネスの機運の醸成や推進基盤の整備に取り組んだことに伴いまして、県内企業等におきましては、県内産品に付加価値をつけてビジネスにつなげていこうという機運が高まりまして、設備投資の拡大ですとか、新商品の開発などの動きが目に見えるようになってきたと考えております。

このような動きをさらに活発化させ、食関連産業の成長産業化と雇用創出を一層進めてまいりたいと考えております。

次に、18ページをお開きください。

IVの数値目標として、第1期の達成状況をお示ししております。

まず、表の一番上、最終目標ですけれども、構想では、食品関連産業生産額を平成32年度までに1兆5,000億円に引き上げるということとしております。現時点では、平成25年度までの実績しかお示しできておりませんが、達成に向けて引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、その下ですけれども、平成27年度を目標年次としております中間目標であります。

5項目を掲げておまして、一部未達成の項目もありますけれども、産業産出額や農産物輸出数量など、目標を上回っているものもございます。

その下の表は、個別のプロジェクトについての主な数値目標であります。未達成のものもご

ございますので、引き続き、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次の19ページは、相談支援等によります具体的な成果事例でありますので、後ほど、ごらんいただければと思います。

次に、20ページ、21ページをごらんください。

見開きでお示ししておりますけれども、フードビジネス振興構想の第2期、今年度から30年度までの推進方針であります。

上から2段目にありますように、第2期は、1期の取り組みを踏まえまして、「展開」をテーマにプロジェクトを深化させるとともに、第2期の数値目標を設定いたしまして、マーケットインの視点から食関連産業の経営力強化と人材育成、それから、雇用の創出を進めてまいります。

この方針のもと、第2期の重点項目につきましては、第1期から引き続き、3つの重点項目を位置づけております。

まず、一番左の生産者所得の向上という点からは、主要な県産品につきまして、市場の動向に基づきました販売戦略を関係企業・団体とともに策定、実践するとともに、マーケット事業に基づく産地づくりを支援していきたいと考えております。

次に、真ん中の、生産力の向上、高付加価値化という点では、県内の農業生産力を維持していくため、産地の優位性を生かした一次加工事業の立地促進や畜産関連産業の拡大等に努めることとしております。

その右の、「食」による観光宮崎の新生という点では、本県の食の魅力を生かした誘客につながるビジネスモデルを検討してまいります。

また、その下の段ですが、プロジェクトの取り組みにつきましては、引き続き、拡大、挑戦、

イノベーションの3つを掲げまして、関係各部各課と連携して進めてまいることとしております。

プロジェクトの枠組みに変更はございませんけれども、一部新たな内容も加えながら、拡大プロジェクトでは、宮崎牛のブランド力の向上や、需要に応じた加工業務用農産物の安定供給。挑戦プロジェクトでは、フードオープンラボを活用いたしました商品開発や海外輸出の拡大。また、イノベーションプロジェクトでは、食の安全安心の確保などに取り組むこととしております。

さらには、資料の一番下になりますけれども、フードビジネスの推進基盤、システムの強化といたしましてフードビジネスアカデミーや相談ステーションなどの充実に取り組んでまいります。

次に、22ページをお開きください。

第2期中期目標でございます。

第2期では、平成30年度を目標年次にしております。一部内容を改めたものもございませけれども、表の上、農業産出額から農畜水産物輸出額までは、第1期の状況を踏まえまして、関係の各部、各課の計画などと整合性を図りながら、それぞれ目標値を再設定しております。

その下の3つは、新たに設けました目標でございまして、雇用に関する目標といたしまして、農業法人における雇用者数とフードビジネス分野における新規就業者数を設定するとともに、食による観光誘客を目標といたしまして、外国人宿泊者数を目標としております。

この目標達成に向けて、引き続き頑張ってまいりたいと考えております。

フードビジネスにつきましては、先ほど申し上げましたように、この3年間で県内において

具体的な動きが出てきたところがございますので、第2期におきましても、長期的な課題も含めて、関係各部や関係団体等と連携しながらしっかりと取り組み、食関連産業の成長産業化と雇用の創出に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

○渡邊生活・協働・男女参画課長補佐 資料の24ページをお開きください。

第3次みやざき男女共同参画プランの策定について御説明いたします。

まず、1の策定の趣旨ですが、現行の第2次プランが今年度で終期を迎えますことから、国の基本計画や県民意識調査の結果等を勘案し、新たなプランの策定を行うものです。

なお、県民意識調査の結果につきましては、後ほど御報告いたします。

次に、2の新たなプランの概要ですが、平成29年度から33年度までの5年間を計画期間とし、男女共同参画社会基本法に基づく本県の男女共同参画計画として、本県における男女共同参画推進の基本的方向と具体的施策を示すこととしております。

また、新たなプランには、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法に基づく推進計画を盛り込み、一体として策定することとしております。

次に、3の策定スケジュールですが、審議会や庁内会議での意見聴取や検討を行いまして、9月定例県議会で体系案を、また、11月の定例県議会で計画案を御報告し、パブリックコメントを経て、2月の定例県議会に議案として提出させていただき、議決後に公表することとしております。

なお、宮崎県男女共同参画審議会の委員につきましては、右の25ページのとおりでございます。

す。

続きまして、27年度に実施しました男女共同参画社会づくりのための県民意識調査の結果について御説明いたします。

資料といたしまして、お手元に資料4のダイジェスト版と資料5の報告書をお配りしておりますが、本日はこちらの資料4のダイジェスト版で御説明させていただきます。

それでは、その資料の1ページをお開きください。

1のアンケート調査の概要ですが、当調査は、県民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の施策の基礎資料とするために実施したところでございます。

以下、調査結果の概要について、主なものを御説明いたします。

まず、2の男女平等に関する意識ですが、グラフでは、紫色が、男性のほう非常に優遇されている、オレンジ色が、どちらかといえば男性優遇と感じている人の割合を示しております。

男女の平等感については、生活のさまざまな場面で男性が優遇されていると感じている人の割合が高く、政治の場では65.8%、社会通念・慣習・しきたりでは64.3%の人が男性優遇と感じております。

続きまして、3ページをお開きください。

4の、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についてでございます。

下の段の縦の棒グラフにありますように、仕事と家庭生活や地域活動の両立を可能にするためには、育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備を必要と考える人の割合が、32.8%と最も高くなっております。

次に5ページをお願いいたします。

6の政策の企画・方針決定に関する意識です。

上の棒グラフにありますように、政策の企画・方針決定の場に女性の参画が少ない理由としては、男性優位の組織運営を挙げる人が、47.5%と最も高くなっております。

次に、7ページをお開きください。

8の男女共同参画社会づくりについてですが、上の段の棒グラフにありますように、男女平等になるためには、男性はこうあるべき、女性はこうあるべきという、性別による役割分担意識や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めることが必要と考える人の割合が、38.9%と最も高くなっております。

説明は以上でございます。

○壹岐交通・地域安全対策監 同じく、委員会資料の26ページをお開きください。

第10次宮崎県交通安全計画の策定について御報告いたします。

まず、1の策定の趣旨についてであります。

この計画は、交通安全対策基本法により、国の交通安全基本計画に基づき策定することとされている都道府県ごとの交通安全計画について、第9次計画が平成27年度で終了したことから、今回、新たに第10次計画を策定したものでございます。

2の計画の概要についてでございます。

(1)の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5カ年間となっております。

(2)の基本理念は、人優先の交通安全思想を基本といたしまして、人、自動車などの交通機関、道路などの交通環境に対する施策の推進や情報通信技術の活用、救助・救急活動及び被害者支援の充実などにより、交通事故のない安全で安心な社会を目指すものでございます。

(3)の目標につきましては、期間中の平成32年までに、道路交通における年間の24時間死者

数を39人以下、死傷者数を9,000人以下にすること、また、鉄道及び踏切道の交通においては、乗客の死者数ゼロの継続、運転事故全体の死者数減少、踏切事故の発生防止といたしております。

(4)の視点及び施策の体系につきましては、次ページの27ページの別紙、第10次宮崎県交通安全計画の視点及び施策の体系に記載いたしておりますので、これにより簡単に御説明いたします。

まず、上段の1、道路交通の安全については、今後の交通安全対策を考える視点として、1、交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象として、①高齢者及び子供の安全確保、②歩行者及び自転車の安全確保など、2、交通事故が起きにくい環境をつくるために、重視すべき事項として、①交通実態等を踏まえた、きめ細かな対策の推進、②地域ぐるみの交通安全対策の推進、③に先端技術の活用促進を掲げております。

それらのもとに、矢印右側の①道路交通環境の整備から⑧調査研究までの8項目の基本的施策を講じることといたしております。

次に、下段の鉄道及び踏切道における交通安全についての視点としては、重大な列車事故の未然防止、利用者等の関係する事故防止などであり、それをもとに矢印右側の鉄道の施策、①鉄道交通環境の整備や踏切道の施策、②踏切道の統廃合の促進などの対策を講じることとしております。

その他、計画の詳細につきましては、お配りしております資料6の第10次宮崎県交通安全計画を御参照ください。

3の策定の経緯ではありますが、国の基本計画の中間案が示された昨年秋から策定に取りかか

りまして、平成27年11月定例議会総務政策常任委員会に策定の報告をいたしまして、その後、県警などの関係機関と協議を詰め、計画案を作成し、今年の3月にパブリックコメント、4月の幹事会において審議をした上で、5月10日の宮崎県交通安全対策会議において決定をいたしております。

この計画をもとに、今後5年間の県内の交通安全対策を総合的に推進し、交通事故のない安全で安心な社会を目指したいと考えております。

説明は以上でございます。

○神菊文化文教課長 最後になります。委員資料の29ページをお開きいただきたいと思っております。

みやざき文化振興ビジョンの改定につきまして、御説明いたします。

まず、改定の趣旨であります。

本県の文化振興につきましては、平成23年3月に策定したみやざき文化振興ビジョンに基づき取り組んでいるところでありますが、策定後、記紀編さん1300年記念事業の実施や国民文化祭の誘致、文化プログラムに向けた動きなど、本県の文化振興を取り巻く諸情勢が大きく変化していることから、本ビジョンの改定を行い、本県文化を展望し、目標や施策の方向性を示すものであります。

次に、ビジョンの概要であります。まず、計画期間は5年間としております。これは、先ほど御説明したとおり、本ビジョンは、開催を誘致している平成32年の国民文化祭、本年秋以降から平成32年のオリンピック東京大会終了まで行われる文化プログラムの実施等を見据えたものと考えておまして、5年後となる平成33年度は、これらの成果等を踏まえた平成34年以降を計画期間とする新たなビジョンの策定が必

要であろうと考えたことによるものであります。

また、本ビジョンは、宮崎県総合計画を上位とする部門別計画であり、これまで申し上げた諸情勢を初め、文化を取り巻く現状や課題を踏まえ、今後の本県文化振興に関する基本的な方向性を定め、それらを実現するために県が行う具体的な施策を示した文化に関する県政運営並びに県民全体で共有していく指針となるものであります。

加えまして、今後のスケジュールにありますとおり、改定に際しては、市町村、文化団体等へのアンケート、県民意識調査やみやざきの文化を考える懇談会の実施、地区ごとの有識者・文化団体との意見交換を行うとともに、県民の皆様幅広いお考えをお聞きするため、パブリックコメントを実施いたしまして、ビジョンの改定に反映させることとしております。

なお、ビジョンの素案につきましては、11月議会におきまして、また、改定ビジョンにつきましては、2月議会において本委員会に報告させていただくこととしております。

説明は以上であります。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑がありましたら、お願いいたします。

○中野委員 二、三、確認をさせていただきたいと思っております。

まず、総合政策課のアンケート調査の結果なんです。回答率が42.7%ということで、前回よりも幾らですか、3.何%かダウンしておりますよね。例えば、満足してる人の割合が66.4%ということは、もとの3,500人からすると——それをもって県民の調査の全体的な結果だとするのには、非常に厳しい数字だと思っているんです。

要は、なるべく県民の実数に近い数字を上げたいと思うんですけども。昨年から減ってるわけですので、回答しなかった57.3%、その数字が何を示しているのかということと、回答の回収にどのくらい要して、どういう努力をされてこの数字になったのか、もっとできなかったものかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○松浦総合政策課長 回答率の問題については、やはり少し下がってきているという状況がありますので、何とかしていく必要があるという認識は持っているところでございます。

最初に御指摘いただきました県民の意識をどこまで反映できているのかというところでございます。

統計学上のお話としては、県民全体の数に対して、大体1,000ぐらいの数字が集まれば、95%ぐらいの確率で、パーセントについてはある程度誤差の範囲内でおさまるだろうという数字になってるわけですけども。ただ、回答率が余り高くないということもありますので、そういったところの御指摘については、しっかり取り組んでいく必要があるのかなと思っているところでございます。

それから、今回の調査につきましては、これまで20歳以上としておりましたけれども、18歳以上というような形で、少し範囲を広げたところでございます。

もともとのアンケート調査の課題といたしまして、質問数がちょっと多いのかなとずっと感じているというか、そういうふうな状況がございまして、中には、質問数が多いということで、回答を遠慮させていただきたいというお話をいただいたりもするものですから、こういったところをどう改善していくのか。いろんな部門別

計画の指標に使っていたりというところがありますので、どこまでそういったことをうまく調整できるかとかがありますけれども、そういった努力は続けてきておるつもりでありますけれども、まだまだやっていく必要があるのかなと思っているところでございます。

○中野委員 もう回答されたから——そこを言いたかったんです。この前の国の調査で、調査票が来たんだけど、どんなふうに書いていいやらわからないと。ほかの人はわかったんでしょうが、私は本当にわかりませんでした。それで、もう書かずに出したんです。回収に来られましたが、そのまま、難しいから書けないよということを報告してくださいと言って。あれは、厚労省か何かの調査だったんですが、そんなふうに出しました。

それで、災害に備えている人が43.4%です。いわゆる南海トラフがいろいろ取り沙汰されたり、熊本地震もあって、非常に災害、特に地震にいろいろ備えなきゃならないわけですけども、これで、備えている人が43.4というけれども、回答しなかった約6割の方も、本当に43.4%の率なのかなと思うんです。そうであればいいんだけども、前年からすると上がってますから、回答しなかった人たちは、備えをしていないんじゃないかなと思ったり、自信があるから回答したんじゃないかなという気がしてなるとです。だから、そのギャップがないようにしてほしいなど。そのためには、さっき答弁されたように、誰でも回答しやすいような、そういう工夫をしてほしいと要望しておきたいと思えます。

次、いいですか。

○二見委員長 ほかに、この件について関連質問がありましたら——なさそうですので、中野

委員、どうぞ。

○中野委員 熊本地震に関する調査ですが。調査費用がどのくらいかかって、そのうち県の持ち出しがどのくらいあったのかということと、こっちは聞き取りだったでしょうから、72%という大変効率のいい回答です。それで、11ページ。今後影響が続くと予想される期間、これを見てみると、いわゆる地域的な分ですが、県南地域で「わからない」という人が一番多いんです。いつまで続くかわからないというのが、県南に多い。

県南は、いわゆる売り上げの減少が一番少ないんです。そしてまた、9ページの売上が減少したというのも12.2%で、一番少ない。一番少ないところがわからないという回答。わからないという中身がわからないですよ。どういう意味でわからないとしたのか。

県下全体の、県北、県央、県西もありますが、本当の回答、その辺が、県南を見て、どうも回答が少しずれてるんじゃないかなという気がしたんですが、どうでしょうか。その2点をお尋ねします。

○丸田統計調査課長 統計調査課ですけれども、まず、費用についてでございますけれども、今回の調査につきましては、みやぎん経済研究所と共同でやったわけでございますけれども、調査の集計でありますとか、分析業務につきましては、みやぎん経済研究所のほうで中心的な役割を担っていただいております、正確には、金額につきましては、県のほうにおきまして、16万2,000円という負担をさせていただいております。

続きまして、県南地域の影響が続くという期間が、「わからない」という回答が64.7%ということで、ほかの地域に比べまして非常に高い数

値になっておりますけれども、これにつきましては、1カ月後の状況を調査させていただいたところでありまして、今後のいろんな政策の状況でありますとか、あるいは民間独自の対応策、そういうところがどのように進展していくのかというあたりが、見きわめが非常に難しいところが、1カ月後という状況の中ではあったのかなと思っております。先行きといたしますか、今後の見通しがどうなるのかは、1カ月後という時期におきましては、なかなか見きわめが難しく、全体でも56.9%というような状況になったのではなかろうかなと推測をしているところでございます。

○中野委員 今の後段のほうですが、なぜ県南のほうで数字が大きいんだろうかというところが、売り上げには余り影響しないのに、予想の期間がわからないという人が、ほかの地区からすると大きいでしょう。まともな回答でないような気がしてならんとですが。正直な回答なのか、いいかげんな回答なのか、その辺がわかりませんが、「わからない」が大きいので、あれっと思った次第です。

○二見委員長 関連で質問はありますか。

○坂口委員 もう少し踏み込んで、例えば、先ほどの総合政策課長の、統計学的にこういう内容のときは、これだけのサンプルを集めれば、ほぼ精度の高いものが出ますよってということが、統計学として保証されてる数字があるかないかを答えていただくのと。

今の統計調査課の分は、確かに疑問なんですけれども、県南地区でさまざまな要因がいっぱい、経済の先行きが影響していると、地震だけじゃないと、それで見きわめが難しいという。地震の影響を受けてダウンしなかっただけに、先行き

は難しいと。だから、他の要素がいっぱい絡んでいることの影響が大きいだろうというのが、一つは働いたんじゃないかというのと、たった1カ月、2カ月の期間で、これだけのことを予測するのは難しいですっていう、答える側の時間の問題があったと思うんです。

わからない主な理由は何ですかというところに、地震の影響をほぼ受けてないから、他の要因の分析が難しいというのと、今のように時間が早すぎるというのと、もう一つは、銀行の今後のおつき合いがどうなるのかという、融資を閉められる心配が、私のところの経営内容が将来悪いとなればという心理的なものが働いたりとか、そこらがあるんです。

それらをくくめて、先ほどの総合政策課長が言われた統計学のは、認知されてる数字で、問題は、こういう調査には幾らぐらいのサンプルが必要だという、そのサンプル数を確保されたかどうかの説明のほうが、むしろこの場では欲しいかなと思う。

僕らも、そういった専門調査機関に出して、今度の参議院の選挙予測というのをやるんです。これは、全国で何千しかやらないけれど、ほぼやはり正しいものが出るんです。だから、そこをしっかりと言わないと、これをどこぐらいまで信頼していいのか。まして、みやぎん経済研究所という専門機関で、あらゆる要素を入れて処理して出てきた数字だから——今のはもう一つだけ、そのところのわからない理由を——特にこれは、熊本地震を東京あたりでやったって、ほとんどもう外的要因で、熊本地震にかかわる人たちの取引先の影響を調べないと、それはわかりませんということで、そういう答えが同じ調査でも出ると思うんです。そこはやはり大事なところだから、その補足をして説明できる

ような調査を加えて調査されるといいかなって気がします。

○丸田統計調査課長 坂口委員のおっしゃるとおり、「わからない」という回答が、今回、これだけ多かったというのは、ちょっと我々も想定はしてなかったものですから、今回は、「わからない」という回答までしか設問がございませんで、その理由というところまでは、推計というか、想定でしか答えられないところがございます。調査を継続的にする必要もあろうかと思えますので、今後調査する場合におきましては、今、委員から御指摘のありました点も踏まえて行っていきたいと考えております。

○坂口委員 初めて経験することに対しては、僕らでもわからないんです。これは、毎年毎年、どういう経済指標がどう動いてるだこうだっていう。常にあるものについては経験してるからわかるけれど、よそで起こった地震の影響が今後どう響くっていうのはわかんないものですから、そのところは当然最初から、わからないっていう割合が多いっていうことを前提で、それを織り込んでの調査をかけられて、そこに何らかのものを1項目ぐらい加えられるといいかなと思うんです。

○来住委員 県民意識調査について、まだ全て勉強してないんですけど、この調査は、当然無記名で回答されているんだろうと思うんですけど、まず、その確認。

○松浦総合政策課長 はい、無記名です。

○来住委員 豊かさについての設問で、当然、例えば収入や資産が多いことだとか、衣食住の問題、それから心身の健康というのが上位に来てます。当然だと思うんですけど、その中で、収入や資産が多いことについての問いでは、意外と、「どちらかといえば不満」だと。それから、

5番の「不満」と合せると45%ぐらいになります。逆に、「満足」だとか、「どちらかといえば満足」となると、これは二十二、三%になるんですけれど。せっかく調査されるのであれば、「県政に対して、今、自分は何を望みますか」とかいう、そういう問いはされてないのかなって思ってるんですけれど。あるのかもしれませんが、全部見てないものですから。

○松浦総合政策課長 アンケートの中の最後に、県に対してでもいいですし、御意見があれば自由にお書きくださいという欄は設けております。

○来住委員 この調査が毎年されてますから、系統的にずっと見ていくと、非常に重要な統計になると思うんですけれど、要は、これがどう県行政に生かされてるのかという点についてはどうなんでしょうか。

○松浦総合政策課長 設問の全てというわけではないんですけれども、県の総合計画のアクションプランの中の指標として使っておりますとか、それから、各部門別の計画の中で、その指標として使っておりますとかいう活用の仕方をしておりまして、その変動の状況でありますとか、実際に、所得であれば、満足されていないという割合も多いということが続いておりますので、そういったところへの対策が必要であるという判断をしていくという形での活用をしているところでございます。

○二見委員長 ほかに関連質問はありませんか——なければほかの項目に。

○中野委員 路線バスを利用した客貨混載輸送、我々も西米良に行きました。大変いい取り組みだなと、これが県下にどんどん波及しているということは評価するところではありますが、このことで、輸送の短縮がかなりされたものかどうかということと、他の業者の動き。これは、ヤ

マト運輸だから、猫が運ぶんですが、あとはカンガルーが運んだり、ツバメが運んだり、いろいろ運送会社がありますよね。その辺の動きとかは、輸送地域でなかったのかどうかも含めて、お尋ねしたいと思います。

○野口総合交通課長 まず、輸送の短縮ということでございますけれども、これにつきましては、ヤマト運輸の西都～西米良の例で申しますと、要するに今まで、西都から西米良へ行ったら、西米良で配送をして、一旦西都に帰ってくる。その必要がなくなったということでございますので、行き来の時間というよりは、現場に滞在できる時間が長くなりましたので、集配送の時間が十分とれるようになったということが、大きなメリットであるかと思っております。

それから、他の業者の件につきましては、現在のところ、この業務はヤマト運輸しかやっていないと聞いているところでございます。

○来住委員 この事業は、今後の見通しですけど、例えば、椎葉とかありますよね。今は3つの路線ですが、そういう山間地なら、特に椎葉などが問題になってくる。それから、五ヶ瀬だとかあるんですが、そこは、今後の展望としては出てくるんでしょうか。それとも、特別何かがあっても、必要ないと思われるのか。もう少し、そこを説明していただければありがたい。

○野口総合交通課長 御案内のとおり、椎葉村を初め中山間地域は、路線バスの維持あるいは物流の効率化は大きな課題であると認識をしております。

したがって、昨年度、西都～西米良、宮崎県では第1号がスタートして以降、例えば、市町村に集まっていただく会議等といった機会をとらえまして事例の紹介をさせていただいておりますし、また当然、宮崎交通さんを初め、

できるだけ地域での拡大、そういったものの要請をしてきたところでもあります。

そういったことを踏まえまして、今回、2カ所の拡大につながったわけでございますけれども、今後も、地域の実情とかニーズをとらえながら、連携をしながら、拡大につなげていければいいなと考えているところでございます。

○星原委員 これは、県からの補助金は何らかの形で、どれぐらい出ていたか、数字を教えてください。

○野口総合交通課長 これにつきましては、県の補助金はございません。

参考までに申し上げますと、運搬の費用ですとかちょっとした改造の費用は、事業者である宮崎交通がやっております。ヤマト運輸からは、宮崎交通が所要の手数料を徴収しているということでございます。

○来住委員 延岡～高千穂を結ぶ路線バスとなってるんですけど、下は、諸塚～日向を結ぶ路線バス（回送便）となってるんですが、この違いをちょっと教えてください。

○野口総合交通課長 通常ですと、現在走っているバスの便に合わせて実行されるものでございます。西米良もそうですし、延岡～高千穂もそうです。

諸塚～日向につきましては、ヤマト運輸の運行スケジュールとバスのダイヤがうまくかみ合わなかったということで、回送便を利用しているということでもあります。

ただ、この回送便につきましても、上椎葉、日向、要するに現在ある回送便を使っておりますので、何か新たにつくったということではなくて、現在ある回送便を利用しているということでございます。

○日高委員 このバスの運行については、市町

村からの補助金はもともと出てますよね、どうですか。

○野口総合交通課長 広域的なバス、いわゆる廃止代替バス路線、そういったものにつきましては、県と市町村の補助も出ておりますし、一部市町村は、任意で出している部分も当然ございます。

○二見委員長 ほかになければ、ほかの項目につきましての質疑をお願いします。

○中野委員 フードビジネスの推進について、いいですか。

22ページのフードビジネスについてはいろいろ成果が出ており、これを了とするところですが、この実績が、農業法人における雇用者数、目標も9,650人ということで、27年までに9,356人が実績として出ておりますが、このうち外国人雇用がどのくらいあるのかをお尋ねしたいと思います。

○重黒木フードビジネス推進課長 申しわけありません、外国人雇用者数は、ちょっと手元に今数字がございませんので、調べて後ほど回答させていただきたいと思います。

○中野委員 なければしょうがないんですが、我々の地元でも、こういう法人化されたところは、どちらかという外国人雇用がどんどんふえているんです。それで、その数字がどんなものかなと思っておるわけですが、調べてというのは、データはあるということですか。

○重黒木フードビジネス推進課長 農政担当部局に聞いてみないとわからないんですけども。

○中野委員 午後もありますから、そこだけペーパーでいいですから、後で教えてください。

○日高委員 22ページの㊦フードビジネス製造・加工分野の新規就業者数。平成27年度実績は、新規ですから、まだないということですね。平

成30年度の1,300人は、すごい目標だなと思う。これは、どういう裏づけで1,300人って出ているのか、お伺いします。

○重黒木フードビジネス推進課長 当フードビジネス推進課のほうで、主な事業としまして、厚生労働省の補助事業を活用して、雇用創出を図る事業がございます。この厚生労働省の補助事業につきまして、申請の際に、何人ぐらい雇用するという目標を出すんですけども、予算上というか、補助金交付上は、その目標を国のほうには約1,000人ということで出しております。

ただ、1,000人ではちょっと少なからうというのがありまして、目標としては1.3倍ぐらいに置こうということで、1,300人ということで設定しております。

○日高委員 戦略を聞いたかったんです。厚生労働省が補助事業で出してくれと、1,000人と言われたから1,000人と書きましたと。中身はどういった戦略があって、平成30年までに1,300人を実数にできるのかをちょっと。

○重黒木フードビジネス推進課長 一番大きな取り組みとしましては、フードビジネスに取り組む製造・加工業者が、新しく人を雇う際に、最初の6カ月間なんですけれども、人件費を補助する制度がございます。大体30万円の8割ぐらいを補助するという制度がありますので、この制度を活用しまして、雇用を広げていきたいと考えております。

○日高委員 6カ月間ですよ。逆に言えば、6カ月間しか出ないわけですね。これでどうつなげていくのかなと。どういう職種があって、こういう形で1,300人という雇用を出していくんだっていうところをお聞きしたいと思うんです。

○重黒木フードビジネス推進課長 職種につき

ましては、フードビジネス関連であれば、特に大きな縛りはないんですけども、農業法人も入りますし、あるいは食品加工の工場みたいなところも入ります。中小企業も含めて、そういったところも含めて、幅広く活用していただきたいということで、これまで3年間も同種の事業があったんですけども、かなり幅広く利用していただいておりますので、今後3年間も、その事業を軸にしながら雇用の創出を図ってまいりたいと思います。

もちろん、そのことによって、6カ月間だけではなくて、もともとの目標としましては、フードビジネスに新しく取り組んでもらって、それをずっと取り組んでもらうきっかけとして、とりあえず6カ月間ということで補助を差し上げてますので、そういった取り組みで雇用拡大を進めていこうと考えてます。

○井手総合政策部次長(政策推進担当) フードビジネスに関しましては、過去3年間取り組んできまして、同じように、いわゆる戦プロと呼んでますけれども、戦略プロジェクト事業、厚生労働省の雇用に対する事業を3年間、約20億円の補助を受けてやってきております。

委員会資料の16ページの一番下に書いておりますけれども、3年間このような事業に取り組んできまして、最後の、一番下にありますように、およそ1,600人の雇用を生んできたという実績がございます。こういう実績を捉まえまして、今後3年間、またさらに1,000人ということで、ある程度のこういう業態で、この予算規模で、この程度の人数ということで申請をしておりますけれども、我々としては可能であると考えております。

○日高委員 16ページ、戦プロですね。いわゆるこういったことで、今まで3年間の実績

で、1,616人を雇用された。これからも、こういうことを繰り返していけば、1,300人ぐらいはいけるだろうということ。

宮崎県としてこういうものがあるんだと、新しくこういった、例えば食肉加工をつくるから、1,000人ぐらいほど雇用できるんだとか、また、園芸でも、例えば水耕栽培でもしていった、やはりそこで500人は確保できるようなハウスの量がある、そういう企業があるんだとか、具体的にそういったものがあって、雇用を上げてもらいたいし。もしそういうことであれば、1,300人というよりも、逆に言えば、2,000人とか3,000人とか大きい目標を持っていただきたいなど。

もうこれは、前の3年が1,600人、後の3年が1,300人やったらもっといいのかなと。厚生労働省が、そんな簡単にふやしたところで、幾らでもばんばんお金を出すわけではないとは思いますが、そういった形で、また、各課が横の連携をとってやってもらいたいなど要望しておきます。

○永山総合政策部長 これは、あくまでも厚生労働省の事業を使って、例えば、新しい商品の開発をして、そこに設備投資と人の投資をする際に、人の投資のところは6カ月間補助しましょうと。その結果として、それが売れ始めれば、それが定着していく可能性があるという意味合いで積み重ねているものでございますので、この程度の数ということになるんですが。フードビジネスそのものをしっかり確保すること、販売路を広げることで、宮崎県で雇用を生み出していくという大きな目標は持っているところでございますので、この数字というよりは、もっともっと大きなもの——議会でも、きのう、おとといとありましたが、100億円確保すれば380億円になって、雇用がたくさん生まれてくるとい

うことを大きな柱としては持ちながら、フードビジネス全体としては進めていきたい。

ただ、短期的にいうと、この厚労省の事業をうまく使いながら、具体的に企業で1人ずつ雇用をふやしていくような取り組みをやっていることを御報告したということでございます。

○星原委員 こうやって新規事業で雇用がふえていくということ——人口減少で、新たにどこから人が来てとかっていうことじゃなくて、こういう国の補助事業とかがあるので、それに携わった数ということで理解しないと、新規雇用で新たな職業が、そこに仕事のできたので、それに新たにいろんな形で人がふえてきてるのかどうかという、その境非常にわかりにくいんです。

企業誘致でもそうなんですけれど、企業誘致という数は上げてくるけれど、都城だったら都城の人口がそんなにふえてるわけじゃなくて、どこかの人たちが移動してるわけであって。だから、新たなというんじゃないで、この事業に乗っかる企業が、そういうのに取り組むことによってなってんじゃないかなという気がするものだから。

単純に言えば、1,300人ふえるっていえば、県内で、この事業で新たに1,300人がどこからかふえてきたのかということ、そうじゃないだろうなという気がするものですから。今までやってる事業に対して、こういう制度を利用すれば、こういう形で補助金なりいろんな形が出ますよということで、今までやってる人たちがそのカウント人数に入ってるような気がするけど、その辺はどうなんですか。

○重黒木フードビジネス推進課長 全体的には人口減少社会ということでございますので、単純にここで申し上げてる1,300人が、人口がふえ

ということではないとは考えております。

ただ、フードビジネスの考え方としましては、今回我々が支援しようと思っているのは、今ある事業がベースになるところが多いと思いますが、新しく新商品を開発しようとか、新しく国内外に販路を開拓していこうとか、そういった新たな取り組みをすることによって、そこを支援していくことで、1,300人なりの雇用を生んでいこうということでございますので、純増ではないんですけれども、地域経済を維持していくためにも、こういった取り組みが必要なのかなと考えているところでございます。

○星原委員 今の意味は、もう十分理解したので、逆に、新たに宮崎では企業がこういう制度で就業の場をつくったので、都会から一人でも多く呼び込むための方策も、今後やはり考えていかないと。器の中の人たちが動いているだけのカウントがそうなってくると、宮崎県の全体の景気がよくなったり、地域の経済がよくなったかどうかは、わかりませんので。そういう事業に乗っけて、新たな宮崎でやるそういう事業にいろんな形で、要するに高校を終わった人が地元の企業につくなり、あるいは大学を終わった人が帰ってくるなり、雇用の場が広がったというのは、そういうものにいかにつないでいくかということじゃないかなと、最終的には思うんです。

だから、そういうふうにするためにはどうしたらいいのかということを考えていかないと、こういう数字だけ見せられてこうですよと、かなり活発に動いてるなと思ってても、県内の経済状況がよくなったり、雇用情勢がよくなったりとか、ふえてきてるとかということとは、また違うような気がするもんですから。この辺のことをどういうふうにやっていくかを検討して

いただければありがたいです。

○井手総合政策部次長（政策推進担当） 委員 おっしゃるとおりでございます。フードビジネスを3年間やってきたなかで、企業の経営者の方々といろいろ意見交換をしてまいりました。今、本県内の企業の中で、人材が一番の課題だというお話と、しかもその中で、例えば営業の統括であったり、企画管理の統括であったりという、いわゆる中堅・中核人材が足りていないと。まさにこの戦略プロジェクトの事業というのは、そういう中核人材を企業が新たに雇うときに、人件費の補助をしましょうという事業でございます。そういう意味では、UIJターンを含めまして、都会からそういう方々もお連れしながら、本県企業の競争力を上げていくということに取り組んできたところでございます。

おっしゃるとおり、今、非正規で働いてた方が正規として新たに雇用される分も、県内で流動していくという意味ではありますが、やはり県内に足りてない部分をUIJターンで補っていくという両面で取り組んでいくということで、考えております。

○星原委員 最後にしますけれど、そうであれば、こういう数字を出すときに、こういう目標と、そういうふうな形で入り込んでくる目標数とか、あるいは今、アルバイトとかニートとか言われてる人たちを正職につかせるために、こういう事業が功を奏していくんだというものがあると、かなり収入の面でも。若い人たちが結婚できないのは、なかなか正職につけなくて、収入が不安定という人もおるわけですよ。そうすると、新たなこういうフードビジネスの分野の中に、いろんな働く場がふえれば、そこに入ることで、要するに、収入の安定した若い人

たちが結婚もできるような、そういう流れに持っていけるような制度の仕方のPRの仕方とか、関連のいろんな企業の人たちとの間でも、課題は何なのかを探りながらのフードビジネスじゃないかなと思いますので、もうそれ以上は言わんけれども、そういうことを考えていただければありがたいのかなと思います。

○坂口委員 混乱しやすいのかなと思うのが、まず一つ、例えばですけど、今、安倍政権はアベノミクスで110万人の雇用の場を創出したと言ってます。3年ぐらい前かな、県の分析で、人口減少社会と団塊世代のリタイアによって、すごく労働力というか、働く人たちが減るから、60歳定年から65歳までの間に定年される人の7割ぐらいが就業していて、再度、引き続き働いてもらわないと、宮崎の経済は物すごく失速するんだと。それをやってもまだ失速なんだけれど、何とか幅が狭められて、所得の低下も数万円で済むという分析をやっておられますよね。

そういったものと絡めて、これはまた別個に、宮崎の経済とか若者の定着、県外転出する学生を3,000人ぐらい余計に残していこうとか、18歳、21歳世代が一遍に出て行って、逆ざやが3,000ぐらい出てる、そこをとめるとか。いろんな就業に関しての場をつくるというのは、労働力が足りない部分と、雇用の場がないという部分と相まってますよね。そこらを整理されていって、これは、あくまでもフードビジネスの中で、制度事業に乗かって補助対象になる事業の分だけがこれなんだということで。聞いてて、こんがらがりますもんね。説明のときに、それを整理していただいて、仕事の間をつくらんといかん部分と、働き手が足りない部分と出てるので。総合的な目標は、県内のそれぞれのブロックご

との生産額、産出額をどれぐらいに持っていかうとしたときに、こうなんですよということを説明してもらおうと、聞いててわかるかなと。今のは、聞いててこんがらがりますよ。これは、お願いします。

○重黒木フードビジネス推進課長 先ほど、中野委員のほうから御質問のありました、県内の農業法人の中の外国人の雇用者数でございますけれども、今資料が届きまして、全体で9,356人のうち、外国人が27年1月1日現在でございますけれども、179名ということでございます。

○重松副委員長 国籍はわかりますか。

○重黒木フードビジネス推進課長 申しわけありません、国籍までは把握しておりません。

○日高委員 熊本地震に関する影響調査結果について、ちょっと大丈夫かなというところが一つだけありましたので。図表4、10ページ、前回の調査と今回の調査と分かれています、その中で、上から3つ目のイベント等の自粛・中止が、前回の調査よりも、今回の後の調査のほうがかなりふえてるんです。イベント等の自粛はもういいんじゃないかと、もう宮崎が元気になることが必要なことだということであって、結構アピールはしているんですが。これがふえてるということは、説明のときもちょっと出されたんですが、この5月の連休でも相当な経済的な打撃も受けているにもかかわらず、夏休みにもろにきたら、長期にわたるものですから、ちょっと危惧してしまうんですが。もちろんこれは観光推進課とかが所管課になると思うんですが、それがちょっと気になるんです。そういったところで情報を得ておれば、お伺いしたいと思います。

○丸田統計調査課長 イベント等の自粛・中止というところなんですけれども、これについて

は、委員がおっしゃるように、前回の6.8%から25.5%、かなり今回は高くなっておりますけれども、まず、一つあるのは、前回の調査が1週間後ということもございまして、その時点ではイベントの自粛とか中止という影響が余りなかったんじゃないかならうかというのが1点ございます。

ただ、ゴールデンウィークを挟みまして1カ月後ということで、委員からありましたように、ゴールデンウィーク等での自粛・中止という影響も、今回、出てきたのかなと考えております。

今後につきましては、やはり観光関係を中心にしまして、影響は、宮崎県だけじゃありませんで、九州でも非常に大きいものがございますので、こういった自粛・中止をなるべくやらないように、あるいは観光の入り込みをやるような施策の展開を観光サイドのほうで打っていくんじゃないかならうかなと思っております。

○日高委員 6月補正で相当な予算をつけて、これから旅行券、50%の相当出ますよね。観光推進課のほうも、かなり動いていらっしゃるって、今回、いろいろされておるということも聞いておまして、精力的にやっていると思います。

しかし、発信せにゃいかんですね。宮崎県外、海外を含めてずっと発信していく。正確な、きちっとした情報と物をもっと発信していくとなってくると、総合政策がその辺も補うことも必要なところかなと。観光推進課だけに任せていてもしょうがないなと思いますし、部長も、前はそこにおられたわけで、ノウハウももう十分知っていただいているんで、その辺も総合政策部ですから、「総合」ですから、やってほしいなと思います。

○永山総合政策部長 先般行われました九州地方知事会においても、きちっとした情報発信を

九州としてまとめてやっていこうと、それは、もう観光分野に限らず正確な情報を出していこうということで話もしたところでございます。

おっしゃるとおり、さまざまな人間がさまざまな立場で情報を出していくことが、しっかりとした情報が伝わるということになりますし、我々は、航空会社等、海外も含めてさまざまなネットワークも持っていますので、まずは、我々の部にできることはしっかりやっていきますし、おっしゃったように、影響を一番小さくとめるために、我々の果たすべき役割もありますから、各部各課がしっかり対応できるように、全体的なリードはしていきたいと思っております。

○中野委員 関連ですが、その2つ上の、観光客の減少・キャンセル49.7%です。いわゆるこれは、540社回答のうちで、旅館とかホテルの回答で、49.7%が減少したという数字ですが、これを県全体の実数にすれば、何人と推計されておられるわけですか。

○丸田統計調査課長 今回の調査におきましては、10ページの図表4にありますように、観光客数の減少・キャンセルが49.7%ということで、これは、全体の全業種を含めて49.7%でございましたけれども、実際に、宿泊数のキャンセルの状況でございますけれども、観光サイドのほうで調べたゴールデンウィーク期間後までの数字としては、キャンセル数として6万3,000人という数字が出ておりますけれども、今回の調査におきましては、実際のキャンセル数については調査をいたしておりません。

12ページを見ていただきたいんですが、減少したという回答等を踏まえまして、影響の大きい宿泊・飲食サービス業、下から3番目の欄になりますけれども、ここで44億1,000万円という推計になりますけれども、減少額ということで、

影響額を出しております。

○中野委員 こういう数字が一番顕著になって、宮崎県の影響が大きいわけですね。それで、補正予算の1号も3号も、この対策に約13億円を使うということでしたがね。その予算の執行、実際に使うのは商工観光労働部だと思うんですが、総合政策部からもいろいろ指示して、徹底して早く対策を打つように実行してほしいと思うんです。そうしてキャンセルの分をまたカバーせんといかんわけですから、早目の予算執行を指導してください。お願いしておきます。

○二見委員長 ほかに質疑はございませんか。関連がなければ別のを。

○日高委員 2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備についてです。

私も前回の委員会が文教でしたので、再三、教育委員会のほうにも——こういった質問していいのか、教育委員会が本当に所管課でこれができますかというところですよ。

○松浦総合政策課長 本日御説明いたしましたように、この関係の課題といいますのは、教育のほうだけで検討を進めていいという問題ではない、そこをちょっと超えてるのかなと思われるところもございます。

例えば、当然、施設整備に当たっては、県土整備部も深くかかわってまいりますし、課題のところで申し上げましたように、南海トラフ等への対応というのをある程度頭に置いておく必要があるということがあったりとか、そういったもろもろの事情があります。そういったことがありますので、検討の体制としては、副知事をトップとして、各部長での庁内会議の中で、専門的な調査も含めながら、こういった形がいいのかということを検討してまいりたい。その調整に当たりまして、我々としても積極的にか

かわっていく必要があると思っておりますので、そういう中で進めてまいりたい。イメージ的に申し上げますと、我々も合同事務局みたいな形でかかわっていききたいと思っております。

○日高委員 個人的には、逆にもう総合政策部が主体で。やはり国体は、県民の大きいイベントですね。教育委員会のところでやるようなことではないと思うんです。そして、見ても無理です。というのは、もともとこれを要望するときに、もう実質骨子はできて、やっていかないかんですね。やっていかないかんかったんですけれど、後々で、ことしになってコンサルを頼んで、そして、後手後手で来て、今度は津波対策があるんだと言って、今の県総合運動公園を動かして高台につくらんと、県民の安全・安心が守れない、ここに書いてますね。そうなったらどれだけ費用もかかるかわからない。コンサルに今も出してて、私の感覚では計画は大体2年ぐらいおくらせてます。そういった状況ですよ。

このコンサルは、財源を抑えてやってくれてるわけではないんです。財源はこれだけしかないけれど、これで導入ができるかというのもやってない。それにまた、これだけお金をコンサルに何千万も払って、県営の施設しかやってないですね。市町村のグラウンドも体育館も入ってないんです。これは、誰がするんですかと、そこも全く示されない。

こんな計画ないですよってということで話をしてるんですけれど、なかなかそこ辺で、ちゃんとした回答も返ってこない状況であったり。やはり、これはもうビッグイベントですから、ちゃんと総合政策として主体でやっていくのが必要じゃないかなと思ってます。

○永山総合政策部長 教育委員会は、競技力の

向上であったり、国体の実施について、しっかりと役割を果たしていただくことが必要です。それが、国体後の宮崎のスポーツの向上にもつながりますから、今まで以上にしっかりと役割を果たしていただきたいと思っています。

ただ、委員からございましたように、国体というのは、宮崎県にとっては本当に大きなイベントです。大切なことだと思っています。それを、その後の宮崎の魅力アップにどうつなげていくかという観点も、とても大切だと思っています。それをトータルで、皆さんに納得いただけるような、期待が高まるような形でどうやっていくのかということについては、全庁的に企画立案をしてる総合政策部が果たすべき役割は大きいと思っています。

ただ、どちらが主体かということでは、やはり責任を持って物を考えてもらう部門でそれぞれがあってほしいという思いがありますので、そこは果たしていただきながら、より広い視点で物を見ながらアドバイスをしたり、場合によっては前に立ったりということもあるかなと思っていますけれども、しっかりと役割を果たしながら、トータルで皆さんに御理解いただけるような形で進めていきたいと思っています。

○日高委員 そういう形で、積極的にしてもらいたいと思います。

やはりいろいろ、これについては肌で感じています。知事も中心にいるわけですから、そこら辺でぜひ。中核というか、主体として、計画も全部、どうにもならんものをもう一回戻す。戻すという言い方は失礼ですけど、また練り直しながらスピードアップもしていけないか。部分については、絶対必要な部分が出てきますので、よろしく願いいたします。

○坂口委員 まさにそのとおりだと思うんです。

看板をしっかりと、準備室みたいなものを、やはり総合政策部にちゃんとしたそういう室を設けるか、知事のところにそういう室を設けるかで――まずは知事部局が中心になって役割分担をしていかんといかんということで。特に県土整備部の心配もされたですけど、例えば、今の時点で調査しようとすまいとわかってることは、あそこはそのまま規格に合わない、あそこでやれば津波の心配をこれはしっかりしなきゃいかんと、この心配を排除せないかんとなるわけです。施設が使えない、あれを改修、改造していくためには、何年かかるっていう、あそこを全部やるためには、今度は必要な時間が出てくるじゃないですか。それを逆算して、持ってきて、そこまでにはあそこに10メートルの津波対策がしっかりと守られないと。ぎりぎりの時間を切って、それから工事を始めて、そこで流されたら、もうお手上げですよ。幾らお金があっても、もう時間的に対応できない。じゃあ、あそこにそれだけのものを守るだけの津波対策をやるかっていったら、これは、膨大なお金が。お金が行き届かないからって、運動公園だけを守ったときは、県の施設が大切で、我々の命は要らないのかっていうことになるから、住民理解はとれないですよ。あそこをずっと道路を守りながら、青島まで津波対策を、8メートル、10メートル、5メートルってずっとありますけれども、そんなものやっ払いこうしたら、それは、もうとてもそんなお金は準備できない。

となると、おのずとあそこは使えないという選択が出てくると思うんです。あれを使うとなったら、今言いましたように、まずは最低限整備をしていく前には、あそこの津波対策が完成しとかないと。国体に向けての津波リスクは今も生じていて、もうずっと今から大会が終了して

皆さんが帰っていくまで、その時間はずっと続くんですから。やはりやる側の責任として、それは頭に入れて対応せないかん。すると、津波対策が、あれを全部包むのは、もうお金も時間も間に合わないですよ。そうすると、答えはおのずと出ます。

それからもう一つ、そういうものが物理的に実現できても、あそこで障がい者スポーツ大会をやる。千差万別の障がい者の人たちを、15分や20分で避難所に避難させる。あの中に、ばかどかい避難施設をつくっても、どうやって上へ上がってもらいますか。そうすると、物理的に、これはもう検討をする余地のない問題だと思うんです。

その中でやっていこうとしたときに、今言われたように、市町村が持つてる施設をちょっと手を入れれば——貸してもいいですよ、お金を出してまではできません、使いたければ、あなた方が改修してくれと、これは、世の常ですよ。

そうすると、教育委員会で市町村まで東ねて、本当に完成形を目指して、目的があれば、おのずとそこで協議が出てくるわけですが、それは教育委員会じゃ無理っていうのは、能力の問題じゃなくって、体制の問題、体系の問題として無理だと思うんです。

リゾート準備室をつくったときも一緒です。これだけのかいことをやろうと思ったら、準備室が要る。その看板をどこに掲げるべきかと。教育委員会に掲げさせたら、道場破りして持ってこんならんですよ。掲げる前に、どこに最後まで置けるかという場所を決めるということ。

ちょっと長くなるけれど、前に1回経験してるんだっていうのを頭に入れてたら、あれは、もう右肩上がりの経済状況です。今、大変な時

代に、どこもなかなか金を出せる状況にないです。首長は、出そうたって出せる状況じゃない。一刻も早く、最終的なところを目指したときに、どこがやるかっていうのは、これはやはりしっかり検討していただいて。じゃないと、もうこれは途中で返上することはできないです。そう思うんですけど、何か答えがあったら。なければもうしっかりやっていただいて。

○永山総合政策部長 現状のさまざまな問題、これまでの推移等も含めて、さまざまな課題があることは、総合政策部としては十分認識をしているつもりです。これから何を中心として考えなければならないか、そのときにどういう前提条件があるかということについても、一定程度は理解できているつもりです。難しさがあるからこそ、この資料が、今年度から総合政策部総合政策課という名前で出てきてるようになってるんだということを、ぜひ御理解をいただければと思います。

組織をつくるのかつからないのかということについては、もう少し全庁的に議論しないといけないことですが、松浦課長も申し上げましたけれども、しっかりと全体を見きわめながらやっていきたいと思ってます。適宜、また御報告をさせていただきたいと思っております。

○二見委員長 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

次に、請願の審査に移ります。

請願第6号について、執行部からの説明はございませんか。

○神菊文化文教課長 特にございませぬ。

○二見委員長 委員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後0時59分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の説明を求めます。

○桑山総務部長 総務部でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により、御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

平成28年度6月補正予算案の概要についてであります。

今議会に提出をしております補正予算案は2件でございます。

まず初めに、議案第1号「平成28年度一般会計補正予算(第2号)」でございます。

この補正は、国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものでありまして、補正額は、一般会計で28億5,180万3,000円の増額となっております。

この補正による一般会計の歳入財源は、国庫支出金5億1,779万3,000円、繰入金24億1,108万4,000円などとなっております。

次に、議案第14号「平成28年度一般会計補正予算(第3号)」についてであります。

この補正は、国の補正予算に伴い措置するものでありまして、補正額は、一般会計で8億6,000

万円の増額になります。

この補正による歳入財源は、国庫支出金のみでございます。

これらの結果、一般会計の予算規模は、一番下にありますように、5,862億1,501万9,000円となります。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。

一般会計歳出の款ごとの内訳であります、中ほどに、今回の補正額を2つに分けて書いております。

左側の議案第1号のほうの主なものを申し上げますと、一番上の民生費につきましては、認定こども園や保育所の整備、それから幼稚園の耐震改修を支援するものでございます。

2番目の衛生費につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するために、国の交付金、それから県費を地域医療介護総合確保基金に積み増ししますとともに、その基金を活用しまして、医療機関の設備整備等の支援や、医療従事者の確保・育成に取り組むものであります。

3つ目の農林水産業費は、森林整備加速化・林業再生基金を活用しまして、路網整備や林業機械導入などの事業を行うものであります。

次に、右側のほうの議案第14号の商工費でございますけれども、熊本地震により失われた旅行需要の早期回復を図るために、国の交付金を活用して、九州7県が連携して各種旅行商品の造成などを行うものでございます。

予算議案については、以上でございます。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

これは、地方税法等の一部改正に伴い、法人県民税法人税割の標準税率が改正されましたことなどから、関係規定の改正を行うものでございます。

続きまして、6ページをごらんください。

議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令が一部改正されまして、地方税の課税免除を行った場合における地方交付税の減収補填措置の適用期限が延長されましたことから、関係規定の改正を行うものでございます。

次に、7ページをごらんください。

議案第4号「宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」であります。

これは、地方税法の一部改正に伴い、地方税法を引用する関係規定の改正を行うものでございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第5号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これは、地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、同一の事由により、条例による補償と他の法令による給付が併給される場合の調整率につきまして、改正を行うものであります。

次に、右側9ページをごらんください。

議案第6号「宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これは、公職選挙法施行令の改正に伴いまして、国政選挙における候補者の選挙運動に要す

る経費の公費負担限度額が引き上げられましたため、国政選挙に準じて定めている宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における候補者の公費負担の限度額について改正を行うものであります。

続きまして、10ページをおめくりいただきたいと思っております。

報告第1号でございます。宮崎県税条例の一部を改正する条例であります。

これは、地方税法等の一部改正によりまして、法人事業税の税率が改正されたことなどに伴い、関係規定の改正を行うための宮崎県税条例の一部を改正する条例についての専決報告であります。

この専決につきましては、時間的制約から、専決を余儀なくされたものでございます。

議案といたしましては、以上であります。

続きまして、報告事項について御説明をいたします。

11ページをごらんください。

宮崎県国民保護計画の変更についてであります。

これは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の第34条第8項において準用します第6項の規定により、御報告を行うものでございます。

次に、12ページをごらんください。

平成27年度宮崎県事故繰越し繰越し計算書でございます。

これは、防災拠点庁舎整備事業の事故繰越しについて、御報告をするものでございます。

最後に、その他報告事項でございますが、13ページをごらんください。

本日御報告いたしますのは、13ページに記載の防災拠点庁舎整備に係る実施設計の進捗状況

についてなど4件でございます。

なお、それぞれの詳細につきましては、担当課長等のほうから説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○二見委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○川畑財政課長 歳入予算について御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧であります。

それでは、内容について御説明いたします。

まず、太枠内の議案第1号の欄をごらんください。

自主財源につきましては、上から5番目の財産収入が25万円、2つ下の繰入金で24億1,108万4,000円のそれぞれ増、また、諸収入が7,732万4,000円の減、さらに依存財源につきましては、この項目の下から2番目になりますが、国庫支出金が5億1,779万3,000円の増となっております。

また、議案第14号として、この項目の同じく下から2段目、国庫支出金が8億6,000万円の増となっております。

今回の補正による歳入合計は、両議案合わせまして37億1,180万3,000円となっております、補正後の一般会計の予算規模は、右の欄にありますとおり、5,862億1,501万9,000円となります。

次に、4ページをお開きください。

ただいま御説明いたしました歳入の科目別概要であります。

まず、財産収入についてですが、平成26年度

に設置した地域医療介護総合確保基金の利子であります。

次に、繰入金ですが、各種事業を実施するため、財政調整積立金のほか、国の交付金等により積み立てた基金を取り崩すものであります。

次に、諸収入ですが、畜産業の収益性向上に向けた受託研究の財源として、約8,000万円を計上しております。

また、雑入が1億5,000万円余りの減となっておりますが、これは、環境森林部の路網整備等の事業につきまして、国の指示により、国や団体の補助金から、先ほどの繰入金の欄に計上いたしました森林整備加速化・林業再生基金に財源を振りかえたことによるものでございます。

最後に、国庫支出金ですが、まず、国庫補助金については、認定こども園等の施設整備事業や地域医療介護総合確保基金の財源となる交付金等を計上しております。

なお、農林水産業費国庫補助金が減額となっておりますのは、先ほど諸収入の欄での御説明と同様、環境森林部の事業について、財源を振りかえたことに伴うものであります。

次に、委託金については、食鳥肉による食中毒防止を図る実証試験等を実施するための委託費になります。

最後に、議案第14号に係る歳入として、観光関連産業の支援を行うための財源となる国の交付金を計上しております。

歳入予算については、以上でございます。

○吉村人事課長 委員会資料の8ページをお願いいたします。

議案第5号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由でございますが、地方

公務員災害補償法施行令が一部改正されまして、本年4月から施行されたことに伴いまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例につきまして、同一の事由によって条例による補償と他の法令による給付が併給される場合の調整率を改正するものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。公務上の災害に対しましては、常勤の職員は、地方公務員災害補償法及び同施行令の規定によることとなりますが、同法の対象とならない非常勤の職員の方々につきましては、常勤職員に準ずる制度を定めることとしたこの条例の規定によりまして、災害によって生じた損害が補償されることとなっております。

公務災害が発生した場合、同一の事由によって条例から傷病補償年金や休業補償が支給されますと同時に、厚生年金保険法からの障害厚生年金なども併給される場合があります。いずれも満額に支給されますと、補償に重複部分が生じてしまうこととなります。

これを避けるために、条例による支給額に一定の調整率を乗じて減額の上、支給することとしておりまして、その率は、施行令に準じて規定しているところであります。

今回、施行令に定める当該調整率が変更されましたことから、条例に規定する調整率について同様の改正を行うものであります。

最後に、施行期日等にありますように、公布の日から施行しまして、平成28年4月1日からの適用としております。

説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○高林税務課長 議案第2号から第4号及び報告第1号につきまして、いずれも委員会資料により御説明いたします。

委員会資料5ページをお開きください。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」でございます。

1の改正の理由でございますが、地方税法等の一部改正により、法人県民税法人税割の標準税率の改正が、平成29年4月1日から施行されることなどに伴い、宮崎県税条例の関係条項の改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、まず、(1)の地方税法の法人県民税法人税割の標準税率の改正に伴う税率の改正についてでございます。

地方税法の標準税率が3.2%から2.2%分引き下げられ、1%になることが決まっておりますので、県税条例の本則税率につきましても、同様に3.2%から1%に改正しますとともに、財政上の必要により設けておりました0.8%の超過税率分を含めた附則の税率の4%から2.2%分引き下げた1.8%とするものでございます。

なお、超過税率につきましては、昨年度の9月議会において、当委員会でも5年の延長を御審議いただき、可決していただいているところではございますが、今回の改正では、この超過分の0.8%については変更ございません。

また、これらは地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人税割の一部を交付税の原資とするものでございます。

次に、(2)の地方税法の改正に伴う県税・総務事務所に委任している事務の整理でございます。

これは、個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金を市町村から引き継ぐ場合に、従来は過年度分のみのところを、地方税法が改正され、現年度分も引き継ぐことができるようになりましたことから、県税事務所に委任しております事務を追加する改正を行うものでございます。

次に、(3) 法人税法改正に伴う引用条項の整理についてでございます。

これは、法人税法が改正され、条例上で法人税法を引用している条項について、条ずれ等が生じたことから、所要の改正を行うものでございます。

3の施行期日でございますが、法人税割の税率改正につきましては、平成29年4月1日から施行し、それ以外の県税事務所に委任している事務や法人税法の引用条項の整理につきましては、公布の日から施行することとしております。

次に、委員会資料6ページをごらんください。

議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の改正の理由でございますが、総務省令の一部改正により、地方交付税の減収補填措置が延長されましたことに伴いまして、県税の課税免除の対象期限の延長を行う改正でございます。

2の改正の内容でございますが、企業立地促進法に基づく県税の課税免除の対象となる税目は、不動産取得税と固定資産税があります。その課税免除を適用させる対象期限を、平成28年3月31日から平成29年3月31日に延長するものでございます。

3の施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から遡及して適用することとしております。

続きまして、資料の7ページをごらんください。

議案第4号「宮崎県産業廃棄物条例の一部を改正する条例」についてでございます。

まず、1の改正理由でございますが、地方税

法の一部改正に伴い、同法を引用する条項について所要の改正を行うものでございます。

2の改正の内容についてでございますが、資料に記載のとおり、地方税法の改正によりまして、徴収猶予の申請、延長についての改正がございまして、条例において2カ所、地方税法を引用している箇所に条ずれが生じますので、それをしかるべき条項に修正するものでございます。

3の施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行することとしております。

続きまして、委員会資料の10ページをごらんください。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

内容は、宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告でございます。

今回の改正は、1の改正理由にありますように、地方税法等の一部を改正する法律が、平成28年3月31日に公布され、時間的制約から専決を余儀なくされたものでございます。

2の改正の内容でございますが、まず、(1)の法人の事業税に係る税率の改正でございますが、資本金1億円を超える法人に対する法人事業税は、付加価値割、資本割、所得割の3つの種類がございます。そのうち、付加価値割と資本割の外形標準課税部分の課税全体に占める割合が、平成27年度の地方税法の改正で、28年4月1日から、これまでの8分の3から8分の4に引き上げられましたことから、27年6月の議会で、これに伴う税率の改正を御審議いただき、可決いただいております。しかし、28年度の地方税法の改正で、さらにその割合を8分の5まで引き上げるための税率改正が行われたため、これに基づき税率の改正を行ったものでござい

ます。

次に、(2) 不動産取得税の徴収猶予に係る改正でございますが、これは、土地を取得してから住宅を建てる場合、申請によりまして、土地に係る不動産取得税の徴収を猶予する制度がございます。土地を取得してから住宅を建てるまでの期間を2年から3年、一部4年でございますが、これに緩和する制度を平成28年3月31日から平成30年3月31日まで延長するものでございます。

次に、(3) 自動車税の税率の特例に関する改正でございますが、自動車税のいわゆるグリーン化特例という燃費のよい車に対して自動車税を軽減する特例につきまして、基準の見直しを行った上で、1年間延長するものでございます。

3の施行期日でございますが、全ての法が平成28年4月1日から施行する制度でありますので、条例も、同日の平成28年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藪田市町村課長 議案第6号「宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明させていただきます。

説明は、委員会資料のほうでさせていただきます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の改正の理由であります。

今回の改正は、公職選挙法施行令の改正に伴い、国政選挙における候補者の選挙運動に要する経費の公費負担の限度額が引き上げられたため、国政選挙に準じて定めております宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における候補者の公費負担の限度額を改正するものであります。

次に、2の改正の内容であります。

条例に規定します選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費の公費負担の限度額を次の(1)から(3)のとおり改定することとしております。

まず、(1)の選挙運動用自動車の使用に係る限度額についてでございます。

アのハイヤーなどの一般運送契約につきましては、今回、改定はございません。

次のイの個別契約についてでありますけれども、(ア)の自動車の借り入れにつきましては、1日当たりの限度額を、1万5,300円から1万5,800円に引き上げることとしております。

次に、(イ)の燃料供給につきましては、1日当たりの単価を7,350円から7,560円に引き上げることとしており、改正後の単価に、告示日から選挙期日前日までの日数を乗じた額が限度額となります。

次の(ウ)ですけれども、運転手の雇用につきましては、今回、改定はございません。

次に、(2)の選挙運動用ビラの作成に係る1枚当たりの作成単価の限度額についてでございますが、アの作成枚数が5万枚以下の場合につきましては、7円30銭から7円51銭に引き上げることとしております。

イの作成枚数が5万枚を超える場合につきましては、5万枚を超える部分の1枚当たりの単価を4円88銭から5円2銭に引き上げることとしており、総作成枚数を通じた1枚当たりの作成単価の限度額は、ごらんの計算式で算出した額ということになります。

次に、(3)の選挙運動用ポスターの作成に係る1枚当たりの作成単価の限度額についてでございますが、アのポスター掲示場数が500以下の

場合につきましては、左側の下の計算式の分子のほうにあります30万1,875円、これがポスター作成のための企画費になりますけれども、これを31万500円に引き上げるとともに、1枚当たりの印刷の単価を510円48銭から525円6銭に引き上げることとしており、1枚当たりの作成単価の限度額は、ごらんの計算式で算出した額となります。

次に、イのポスター掲示場数が500を超える場合につきましては、ポスター掲示場数が500を超える部分の1枚当たりの単価を26円73銭から27円50銭に引き上げることとしており、総作成枚数を通じた1枚当たりの作成単価の限度額は、ごらんの計算式で算出した額となります。

最後に、3の施行期日でございますけれども、公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案について質疑はありませんか。

○中野委員 議案第6号でお尋ねしたいと思うんですが。限度額の改定がされておりますが、例えば自動車の借り入れは、500円上がりましたよね。県独自で数字を出されたものか、それとも、何か全国統一的なのがあったのか、その根拠をお聞きしたいと思います。

○藪田市町村課長 この条例で定めております限度額につきましては、国政選挙に準じた形で額を定めておりますので、衆議院選、参議院選と同様の額ということになります。

つけ加えさせていただきます。国におきまして、3年に1回、参議院選挙の前に、この限度額等については見直しをされておまして、今回、単価の改正につきましては平成13年以来となりますけれども、今回は、消費税が5%から

8%に上がるなど、物価の変動があったということで、その限度額が見直されたところでございます。

○中野委員 この議案で、2号から条例改正が結構ありますよね。その中で、公布の日から施行し、適用がいわゆる遡及した日が2件あるんですが。公布日から遡及する間、何か該当するのがあるわけですか。該当しないから遡及と書いて、専決処分の必要もなかったと理解しておけばいいんですか。

○高林税務課長 例えば第3号議案につきましては、県税の課税免除等の特例に関する条例でございますけれども、これについては4月1日から適用するというようにしておりますけれども、これは、これまでもずっと課税免除等の条例がございましたので、それを連続させるためにも遡及という形をとっております。

また、例えば第2号議案、これは5ページでございます。これにつきましては、施行期日のところに書いておりますけれども、一部の規定を除き29年4月1日からと書いておりますけれども、それぞれの条項におきまして、例えば施行につきましては、改正内容の(1)につきましては、29年4月1日からでございますが、(2)の県税・総務事務所に委任している事務の整理なんかにつきましては、今のところ対象事例とか少なく、近日中に発生する想定がないものですから、公布の日からという形にしております。

また、(3)の法人税法の改正に伴う引用条項の改正というのも、ここにはございますけれども、これは、実際は中間申告の関係でございますので、28年10月1日以降しか発生しないことになっておりますので、その場合は公布の日からと、それぞれの条項に合せて適用日を決めているところでございます。

○中野委員 わざわざ施行日から4月1日に遡及されているから、遡及する変わり目が年度の途中になってますが、遡及せざるを得なかった理由がわからなかったので、お尋ねしました。

○高林税務課長 例えば、先ほどの第3号議案の課税免除等の企業立地促進法の関係がございします。こういった面は、これまでもずっと課税免除しておりましたので、例えば、これが遡及しないと、その間、公布の日までの間、ひょっとすると商工部門で対象事例とかがあったときに対象にならないことも予想されますので、連続性ということで、遡及という形で考えております。

○中野委員 言いたかったのは、議会の前にいろいろ、事例というか、実務的に動かなければならぬ分についてはやむを得なくて、時間的制約から専決処分をせざるを得んわけでしょう。この中には、施行日が全部で3種類ありますよね。公布の日から施行するのもあれば、遡及するものもある、専決処分をせざるを得なかったというのが、大方3種類あるから、その使い分けです。実務に支障がなければ、公布日から施行日になるはずですよ。遡及せざるを得なかったとか、専決をせざるを得なかったというのは、それなりの理由があることだと思ったから、専決のことはわかっていたから、遡及せざるを得なかったことについてお聞きしたところでした。

○高林税務課長 議員のお話にありましたように、私どもの改正のほうとしましては、先ほど専決のほうもございましたけれど、今回、報告第4号で専決処分という形でさせていただいた分、これにつきましては、4月1日から施行ということでございましたのでさせていただきました。

ただ、平成28年度税法改正の中でも、専決しなくても不都合が生じない部分、これは議案の第2号でございます。これは、平成28年の地方税法の改正でございます。これにつきましては、平成28年4月1日から施行ということではございませんでしたので、専決しなくても不都合が生じない部分でございましたので、これは、専決と分けて今回の議会に上程させていただくとか、そういう形で分けて整理をしてるところでございます。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○満行委員 税務課。議案第2号の税条例の一部を改正する条例、超過税率が4%から1.8%、これは、かなり下がるわけなんですけれど、本県の影響は、どうなるんでしょうか。

○高林税務課長 こちらの税率が下がった分の影響額を調べて回答させていただきます。

○二見委員長 ほかに質疑はありますか。今の件については、後ででもよろしいですか。

次に移りますが、よろしいですか。

では次に、報告事項に関する説明を求めます。

○平原危機管理局長 宮崎県国民保護計画の変更について、御説明いたします。

常任委員会資料の11ページをお願いいたします。

まず、1の報告の根拠でございます。

国民保護計画は、我が国が外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロが発生したような事態において、住民の避難ですとか救援などの国民の保護に関する措置について定めたものでございますが、今回、関係法令の改正等に伴いまして、計画を一部変更いたしましたので、国民保護法第34条第8項において準用する同条第6項の規定により御報告をするものでございます。

次に、2の変更の概要であります。まず、

表の1の関係法令の改正に伴う変更が2点でございます。

まず(1)は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称が変更されましたことなどに伴いまして、同法を引用しております用語の定義の変更を行ったところであります。

(2)は、国の機関として、スポーツ庁及び防衛装備庁が設置をされましたことに伴いまして、関係政令が改正をされまして、これらの機関が国民保護措置を行う指定行政機関として指定されましたことから、国民保護計画に記載しております指定行政機関の一覧表に、このスポーツ庁と防衛装備庁を加えたところでございます。

2点目といたしまして、県対策本部の体制等の変更がございます。

まず、(1)でございますが、国民保護対策本部の体制は、地域防災計画に定める防災対策本部の体制に準じた体制としておりますが、この災害対策本部地方支部の連絡調整機能を高めるということで、9支部体制から7支部体制に変更されたことに伴いまして、国民保護法対策本部地方支部を同様の体制に変更したところでございます。

また、(2)のとおり、県の組織改正によりまして、課の名前とかが変更になりましたので、これに対応する部局対策室の班名と分掌事務を変更いたしました。

3点目は、本県の人口や県道の路線数などの交通インフラに関するデータの時点修正を行ったところでございます。

最後の3の計画の変更日は、平成28年4月18日となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひし

ます。

○**上山総務課長** お手元の委員会資料の12ページをお開きください。

平成27年度宮崎県事故繰越し繰越し計算書でございます。

これは、防災拠点庁舎建設で使用するCLT耐震パネルにつきまして、国土交通大臣の認定審査を受けるために必要となる実物大の強度試験を実施したところ、試験機関の試験機器がふぐあいを生じたことにより、委託期間が不足し、事故繰越しとなったものでございます。

なお、強度試験は4月に完了し、CLT耐震パネルが所要の強度を有することを確認しております。

説明は以上でございます。

○**二見委員長** 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はございませんか。

○**中野委員** 報告事項の国民保護計画の変更について、変更の概要の2。地方支部の体制の変更、9支部を7支部ということですが、9つあったものが7つになったということですが、どこかを統廃合されたり異動されたと思うんです。そこをもっと具体的に。

そして、7支部になったことで支障はないのか、かえって強化されたのか等のことも含めて、説明をお願いいたします。

○**平原危機管理局长** 支部の統廃合の関係でございますが、従来、支部については、西臼杵支庁と各農林振興局と、それから西都土木事務所、日向土木事務所ということで、全部で9支部で各地域ごとに設置をしておりましたが、この9支部については、通常、地方連絡協議会ということで、西臼杵支庁と各農林振興局単位で、西都土木事務所とか日向土木事務所の管内も含めて、基本的には農林振興局のほうで全体の連絡

調整事務をやっております。通常の連絡調整事務を7支部体制でやっておりますので、西臼杵支庁と各農林振興局の7支部体制に統合したほうが連絡調整機能がうまくいくということで、各支部の意見を聞きまして、9支部から7支部にしたということでございます。

○中野委員 県北のほうだけが、2つ減ったということですか。

○平原危機管理局長 そういうことになります。

○中野委員 ということは、郡単位でいえば、東西臼杵郡が一本化されたということですか。

○平原危機管理局長 振興局単位にしましたので、東臼杵の日向土木事務所が管理しております部分が、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村でございまして、あと、延岡の振興局が管理してるのは延岡市だけでございましたが、今言った市町村の全体を東臼杵の振興局で管轄いたします。

それから、西都については、西都の土木事務所で、西都市と西米良村を管轄しておりましたが、これを児湯の農林振興局で一体的にやっていくということでございます。

○中野委員 簡単に言えば、西都と児湯が一本化されたということと、西臼杵と東臼杵農林振興局のうちの延岡が一本化されたという。そして、日向と入郷あたりはまた別になつたという意味ですか。

○平原危機管理局長 お手元にある報告書のほうを見ていただけますでしょうか。平成28年6月定例県議会提出報告書でございます。

22ページの右側の欄が変更前でございます。まず、東児湯地方支部というのがございます。これは、児湯農林振興局が所管しておまして、管轄区域が西米良村を除く児湯郡でございます。その下に、西児湯地方支部というのがございま

して、これを西都の土木事務所が所管しておまして、西都市と西米良村を所管しています。

これを変更後は、児湯地方支部ということで、児湯農林振興局のほうで、西都市と児湯郡を、全部所管をするということになります。

同じように、下のほうの日向地方支部は、日向土木事務で、右のほうに書いてある管轄区域、それから、下のほうが延岡は延岡だけですので、これを左のほうにありますように、東臼杵農林振興局で一本化してやるということです。

また、西臼杵については、西臼杵3町は、西臼杵支庁でこれまでも一本でやっておりましたので、ここの変更はございません。

○中野委員 さっきは、西臼杵も説明で——聞き違いやったのかな。西臼杵は西臼杵支庁でやるということですね。つまり、西臼杵支庁と、あとは振興局単位でまとめたということですね。

○平原危機管理局長 そのとおりでございます。

○中野委員 そこを言えば簡単だったのに、難しく言うもんだから、わかりません。そうしたほうがいいんですか。万が一のためのことですが。

○平原危機管理局長 先ほども少しお話をさせていただいたように、地方の出先機関につきましては、地方連絡協議会をつくっておまして、西臼杵支庁と各農林振興局単位で、各出先機関の連絡調整を日ごろから行っておりますので、そちらに一本化したほうがいいということで、今回、このような改正をさせていただいたところでございます。

○中野委員 ただ、逆な言い方で、今までは日向の土木事務所、西都の土木事務所が、2つ独立してあったんですが、当初、何で独立させたんですか。この法律は、そう古くはないですが、そのときも何かそっちのほうがいいという判断

があって、9支部にしていたんだと思うんです。そのときのことはきれいに解消されて、かえって、前の9支部はいけなかった、やはり7支部がよくなったとなったんだと思うけれども、最初に設置したときの思いというか、そうせざるを得なかった。そのことはきれいに整理されて、今度、7になったということだと思っただけで、何も支障はないんですね。

○平原危機管理局長 こういう全体の取りまとめをするのは、振興局になりますが、出先機関の配置とかが変わるわけではございませんので、その辺の配置がうまくいってれば、特段支障はないと伺っております。

○中野委員 例えば、日向地方支部というのが、今度は東臼杵地方支部に合流されますよね。日向地方支部は、物すごく広いですよ。日向市と東臼杵郡ですから、宮崎県の海岸線から熊本境まで、真ん中をば一っとそのまま全部ですが、大丈夫ですか。

○平原危機管理局長 まず、所管の話もございます。もう一つ理由がございまして、今、各支部は、市町村がいろんな情報等を取りまして、ここが取りまとめをして本庁に上げてくるという形を従来やっていたところですが、今、システムの整備をいたしまして、直接市町村がシステムに入力をして、我々本部のほうに入るような形になっておりますので、以前よりは各支部の取りまとめとかの負担が減っております。その辺も考慮して、先ほど言ったような理由もあわせてこの形にしたということでございます。

○中野委員 この形にしても、反対する理由はないです。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

○高林税務課長 先ほど御質問のありました議

案第2号の法人県民税法人税割の標準税率の改正が行われたときの影響額でございます。

これは、実際は29年度の影響になろうかと思えますけれども、28年度の法人税割の予算額から計算いたしますと、約11億円ぐらいの影響額と見込んでおります。

○満行委員 これは、国と連動してると思いますが、国税はどう考えてるわけですか。国も地方も同じような改正の理由だろうと思うんですけれども、改正の理由は、もともと何なんですか。

○高林税務課長 実は、これは法人税割のほうの税率を引き下げまして、交付税の原資化するものでございます。国のほうで交付税に算入しまして、それで地方に配分するという形になります。交付税ということになりますので、不交付団体等には交付されず、財政力の弱いところに交付される制度になっております。

○満行委員 ということは、11億影響があるけれども、交付税としては、その分は見込めるということですか。何か、ちょっとだまされてるんじゃないかなと思うんですけれども、違いますか。

○高林税務課長 こちらのほうから減収分についてはわかるんですが、交付税については、実際どのくらいが入るかというのは見込んでいないところでございます。入るもんだと期待しております。

○満行委員 これは、ずっとこんなことをやられているわけですよ。補助金が交付金化になったり、ずっと低額になったり、どんどん歳入が減ってるんですが、これまた交付税化ということで。部長はどうお考えでしょうか。部長の見解があれば。

○桑山総務部長 税収の偏在是正ということで、

本県の場合11億円ということではありますが、企業等を立地して、税金の多いところではもっと大きな減収となって、それがまた交付税という形で再配分されるということでもありますので、交付税の額がどれほどになるかはわかっておりませんが、そういう趣旨で、本県にとっては決して悪い改正ではないと理解しています。

○満行委員 要望ですけれど、地方の固有財源である地方交付税が、国の動きによって、さじ加減でどんどん宮崎県も分け前が減ってきているんじゃないかなと心配をしています。ぜひチェックを引き続きして、本当に応分の税が本県に来るかっていうのは、チェックいただきたいと思えます。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○志賀防災拠点庁舎整備室長 防災拠点庁舎整備室でございます。

防災拠点庁舎に係る実施設計の進捗状況について御説明いたします。

常任委員会資料の13ページをお開きください。

防災拠点庁舎につきましては、1の経緯にありますように、県民の生命と財産を守る災害応急対策の司令塔としての重要な機能を果たすことから、建物の安全性が十分に確保された庁舎を早期に整備する必要があります。

平成26年12月に策定いたしました防災拠点庁舎整備基本構想を踏まえまして、防災拠点としての機能の確保を最優先とするとともに、県庁舎としての機能も考慮しながら、防災拠点庁舎基本設計を本年1月に取りまとめたところであります。

現在、この基本設計に基づきまして、建設工

事の詳細な内容を具体化する実施設計を進めているところであります。

実施設計の内容は多岐にわたりますが、本日は、建築物の耐震性能とライフラインに関する建築設備の耐震対策を中心に、現在の状況を御説明いたします。

2の建築概要であります。延べ床面積は約2万4,880平方メートル、地上10階、地下1階、構造形式は鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造で、構造形式は免震構造であります。

次に、3の主な設計内容であります。

(1)の建築物の耐震性能のうち、まず、①の目標とする耐震性能の考え方ではありますが、国が定めております官庁施設の総合耐震・対津波計画基準、以下、官庁施設基準と略させていただきますが、この中で、耐震安全性に関して最もグレードの高いI類としております。

耐震安全性I類は、括弧書きにありますように、震が関の中央合同庁舎や福岡合同庁舎など、特に重要な防災拠点施設等に適用されるものであります。

具体的には、大地震後に、柱やはりなどの構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて、十分な機能確保を図ることができる耐震性能であります。

②の耐震性能の確保方法といたしましては、1階の床下に配置する免震装置により、上層階に伝わる地震力を減衰させることとし、上層階につきましては、鉄骨の柱、はりに鉄骨筋交いや直行集成板、いわゆるCLTパネルを付加することで、コストを抑制しつつ耐震性能を確保いたします。

③の耐震性能の検証であります。建築基準法に基づいて定められた方法により、揺れの特

性の異なる地震波を活用したシミュレーションにより耐震性能を確認しております。

活用した地震波は、括弧内に記載しておりますように、直下型の兵庫県南部地震や、ゆっくりとした長周期の揺れを含む十勝沖地震など、これまで多くの建築物の耐震性能の検証に用いられてきた実績のあります地震波のほか、防災拠点庁舎敷地において、最も危惧されます南海トラフ巨大地震の模擬地震波を活用しております。

また、国土交通大臣の認定審査に必要となる実物大CLTパネルの強度実験を実施し、所要の強度を有することを確認しております。

今後、これらの検証結果について、第三者機関による評価及び国土交通大臣による認定審査を受けることとなります。

なお、資料には記載しておりませんが、4月に発生いたしました熊本地震は、震度7を記録する大変大きな地震でありましたが、その地震波を活用した追加のシミュレーションを現在実施しているところでございます。

次に、14ページをごらんください。

(2)の建築設備の耐震対策であります。

①の目標とする耐震性能の考え方ではありますが、建築物同様、耐震施設基準に規定します建築設備に関する耐震安全性分類の最もグレードの高い基準であります甲類としております。

大地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止を図るとともに、大きな補修をすることなく必要な設備機能を相当期間継続できるものであります。

次に、②の地震等によるライフライン途絶時の災害応急対策活動機能維持対策についてであります。

表には、一番上の電力設備から、各種のライ

フラインについて対策を記載しておりますが、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、電力設備であります。県庁近傍の系統の異なる2カ所の変電所から受電することとしており、仮に2カ所とも停電した場合には、直ちに非常用発電機が稼働いたします。

その非常用発電機は、複数の燃料で14日にわたり発電可能なものとしております。

次に、給水設備であります。平常時にトイレの洗浄水等として使用します貯留した雨水や井戸水を、断水時には飲料水として利用可能とする浄化設備を設置いたします。

次に、排水設備であります。下水道機能が停止した場合に備え、地下に設置する排水槽に汚水を貯留することとしております。

都市ガス設備であります。一般の都市ガス配管より耐震性の高い中圧導管で敷設された既設本管から受給することとしております。

通信設備であります。電話回線を複数事業者と各2ルートで接続することとしております。

また、その他にありますように、空調設備に関しましても、複数熱源により稼働することとするなど、災害応急活動機能を維持できるような設計としているところであります。

最後に、4の今後のスケジュールであります。ことしの11月までに実施設計を完了させ、設計内容の精査等を来年3月までに完了させる予定であります。その後、発注手続を経まして、平成29年10月着工、平成31年9月の完成を予定しております。

今後とも、早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○吉村人事課長 常任委員会資料の15ページをお願いいたします。

県で行っております社会人採用について御説明をいたします。

まず、1の目的にありますように、この採用は、社会経済情勢の変化、行政課題の高度化・多様化などに的確に対応していくため、平成24年度から採用試験を開始しまして、25年度から採用を行っているものであります。

四角囲いの中にありますように、求める人材像としましては、即戦力として活用できる、多様な経験を有し、強い意欲を持つ、組織の活性化につながるといった人材を掲げているところであります。

次に、2の採用等の状況であります。

(1) 受験資格につきましては、年齢を29歳から34歳までとしております。

また、(2) 試験結果でございますが、試験を実施しました24年度から昨年27年度までの受験者、それと、次年度での採用者数を表にお示ししております。

(3) 採用後の配置の考え方と配置例でございますけれども、本人の持つ能力なり経験を重視しまして、各部局の要望等も踏まえて、即戦力として期待できる所属へ配置することを基本的な考え方としております。

その配置例でございますけれども、例えば、営業経験のある者につきまして、産業振興課産業集積推進室やオールみやぎ営業課など、交渉力・行動力の求められる所属へ配置するとともに、関連するような民間での職務経験のある者、例えば、福祉関係の経験がある者を中央福祉こどもセンターへ、教育関係の経験がある者を文化・文教国際課、現在の文化文教課ですけれども、そちらへ配置するなどしております。

最後に、3の採用の効果でありますけれども、配置所属から職員の状況等をお聞きしますと、

①から③までにありますように、その経験を生かして、採用後早い段階から仕事の段取り、調整など、円滑な業務遂行がなされておりますことや、業務経験に対する意欲・姿勢などが、他の職員の参考・模範となっていること、また、業務改善など、新たな視点が入り入れられることによる組織の活性化などが挙げられております。

さらには、④にありますように、結果としてでございますが、社会人採用者の約7割が採用前の勤務先が県外でありますことから、Uターン等による県内移住への一つの機会ともなっていると考えているところでございます。

説明は以上であります。

○小田行政経営課長 平成27年度における行財政改革の取り組み状況について御説明いたします。

詳細な資料は、別冊をお手元にお配りしておりますが、ここでは概要につきまして、総務政策常任委員会資料で説明させていただきます。

資料の16ページをごらんください。

本県の行財政改革につきましては、昨年7月に策定いたしましたみやぎ行財政改革プラン(第2期)に基づきまして、30年度までの4年間を推進期間として取り組んでおります。今回は、その初年度の状況報告となります。

内容につきましては、プランの4つの視点ごとにまとめております。

初めに、視点1の、効率的で質の高い行政基盤の構築についてでございますが、(1)の簡素で効率的な行政基盤の整備につきましては、①の観点から、物品管理調達課や国民健康保険課の設置、農政部門の業務再編などの組織改正を行いました。

また、②のとおり、知事部局等の職員数につ

きましては、スクラップ・アンド・ビルドを基本としつつ、新たな行政需要への対応などにも考慮しながら、定員管理を実施いたしまして、昨年度よりも若干増加したものの、ほぼ同水準の3,817人になりました。

③の公営企業経営の健全化につきましては、企業局及び病院局におきまして、それぞれ具体的な数値目標を掲げ、経営健全化の取り組みを進めました。

次に、17ページをごらんください。

(2)の危機事象への対応では、①の実働型の総合防災訓練の実施や、②の宮崎県防災拠点庁舎の基本設計を行いました。

また、(3)の公正で開かれた県政運営では、①・②の各種コンプライアンスに関する取り組みや、③の建設工事における指名競争入札の制度化に取り組むとともに、④の新たな行政不服審査制度の導入に向けた審理体制の整備などを実施いたしました。

また、(4)の適正で成果志向の県政運営では、①、②のとおり、県総合計画に関する政策評価や公共事業評価を実施するとともに、③のとおり、適正な会計事務等に関する取り組みを行いました。

次に、18ページをお開きください。

(5)の市町村との連携につきましては、宮崎県・市町村連携推進会議の開催を初め、ごらんとおりの取り組みを行いました。

続きまして、今回のプランから、新たな視点として追加いたしました視点2の、県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用についてでございますが、まず、(1)の県政を担う人材の育成と意識改革では、①の新たな人事評価の試行、また、②、③のとおり、仕事と家庭が両立しやすい職場環境づくりやメンタ

ルヘルス対策等に取り組みました。

次に、(2)の女性職員が活躍できる職場環境の整備では、女性職員を対象とした相談窓口を設置したほか、必要に応じ育児休業職員の代替職員の確保等に取り組みました。

次に、19ページをごらんください。

(3)の県有財産等の資産の有効活用では、①から④のとおり、宮崎県公共施設等総合管理計画の素案の作成や未利用財産の売却、ネーミングライツ制度の導入等に取り組みました。

続きまして、視点3の県民ニーズに即した行政サービスの提供についてでございますが、

(1)の県民との情報連携、県民ニーズの的確な把握と県政への反映、(2)の県民等との連携・協働。20ページに移りまして、(3)の県民サービス・利便性の向上では、ごらんのような取り組みを行いましたが、特に昨年度は新しいプランの初年度ということもありまして、④のとおり、県民目線に立った行財政改革を進めていくため、プランに関する職員向けの説明会を開催するとともに、テレビ・新聞・ホームページ等を活用した県民向けの広報にも力を入れました。

続きまして、視点4の持続可能な財政基盤の確立ですが、①のとおり、中期財政見通しで見込まれました217億円の収支不足額は、人件費の削減や事務事業の徹底した見直しなどの結果、209億円まで圧縮を図りました。

これらの取り組みによりまして、②の28年度末の県債残高は8,771億円、うち臨時財政対策債を除く実質的な県債残高は4,967億円に減少する見込みとなりましたが、21ページに移っていただきまして、③の財源調整のための28年度末の基金残高は260億円程度に減少する見込みであり、依然として厳しい状況にあります。

最後に、22ページをごらんください。

このプランで設定いたしました27項目の数値目標の進捗状況になります。

27年度の実績は、一番右の欄に掲げる数値となっております。

今年度は、プランの計画期間の中間年になりますので、目標達成に向けて全庁的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○平原危機管理局长 宮崎県国土強靱化地域計画の策定について御説明いたします。

委員会資料の23ページをお願いいたします。

まず、1の策定目的であります。大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けまして、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するという事で、平成25年12月に国土強靱化基本法が公布・施行されまして、これに基づきまして、26年6月に国の国土強靱化基本計画が策定されておるところでございます。

本県におきましても、南海トラフ巨大地震による甚大な被害が想定されておりますことから、国の基本計画を踏まえまして、本県の国土強靱化地域計画を策定するものでございます。

次に、2の国の基本計画の概要であります。

まず、(1)の国土強靱化の基本的な考え方がありますが、国土強靱化は、①の人命の保護などの4つの項目を基本目標といたしまして、②の適切な施策の組み合わせなどの基本方針に従いまして、関係する施策を総合的かつ計画的に推進するというものでございます。

次に、(2)の脆弱性評価についてであります。

この計画の策定に当たりましては、まず、国土強靱化を進めるに当たって、想定するリスクと対応すべき施策分野を定めるとともに、事

前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態を設定した上で、現状でどこが弱いのかとか、どんな課題があるのかというような脆弱性の評価を行うこととされております。

このうち、事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態につきましては、一覧表をつけておりますので、25ページをごらんください。

事前に備えるべき目標は、表の左から2番目の欄でございますが、ここに掲げてございまして、1の大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られるというものから8項目の目標が定められておまして、その右の欄に、この目標ごとに合せて45項目の起きてはならない最悪の事態が想定をされております。

国の基本計画におきましては、大規模自然災害を想定リスクといたしまして、そこに掲げてございまして、起きてはならない最悪の事態に対して、現在の施策がどんな状況にあるのかとか、課題は何かというようなことを脆弱性の評価として整理をされているところでございます。

23ページにお戻りください。

(3)の国土強靱化の施策ごとの推進方針でございますが、ただいま説明をいたしました脆弱性の評価結果を踏まえまして、それぞれの施策分野ごとに、その脆弱性を克服して国土を強靱化するというための施策の推進方針がまとめられております。

まず、個別施策分野といたしまして、表に掲げておりますとおり、①の行政機能から⑫の土地利用までの12の施策分野について、それぞれ右の欄に掲げるような施策を推進するということが、定められているところでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

この個別の分野以外に、横断的分野ということで掲げてございます①のリスクコミュニケーション、②の老朽化対策、③の研究開発という横断的分野が定められまして、これもまた、それぞれ必要な施策が定められているところでございます。

次に、3の地域計画策定の進め方でございます。

県の地域計画につきましては、国土強靱化基本法に国の基本計画との調和を保ってつくることが記載されてございまして、基本的には、今説明しました基本計画の策定手順に準じまして、下のような流れで計画を策定していくということになります。

まず、地域の強靱化を図る上での目標として、基本目標と事前に備えるべき目標を設定をいたします。

次に、起きてはならない最悪の事態と施策分野を設定いたしますが、本県では、南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害を想定リスクに設定いたしまして、最悪の事態を想定して、強靱化を図るための施策分野を設定をいたします。

その上で、施策分野ごとに脆弱性の分析・評価と課題の検討を行って、これを踏まえて今後の推進方針を整理をしていくと。基本的には、国の基本計画の定め方と同じやり方でやるということになります。

最後に、策定スケジュールでございますが、これまで庁内において勉強会を開催しますとともに、国の基本方針を踏まえまして、本県の現状や課題に関する調査を行っておりますが、今後は、これらを脆弱性評価という形でまとめた上で、下のほうに書いてありますスケジュールの案に記載のとおり、今年中を目途に計画を策定したいと考えております。

策定に当たりましては、有識者の意見聴取やパブリックコメントを実施いたしますとともに、その都度、この常任委員会で報告してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○中野委員 社会人採用についてのところで質問をしたいと思います。

これは、この前の委員会でちょっとお尋ねしたことから説明があったと思うんですが。社会人採用は、今後もずっと続けられる予定なんですか。

○吉村人事課長 社会人採用につきましては、引き続き行っていきたいと考えているところでございます。

○中野委員 これは、最初あったときの説明が——いわゆる新規採用者からすると、7年から十二、三年ぐらいの人を採用するわけですよ。ちょうどそのころの年代が、ぽかんと減っていると。いわゆるこれは、減ってるという理由は、きょうも説明がありましたが、実際は、行財政改革で職員数をずっと減らしてきたということで減ったんですよ。

しかし、減り過ぎてるということを理由に、それを補完するというか、人材的にもそうしないと全体のバランスがとれないということで暫定的にスタートしたものと思ったんです。これを恒常的にというか、これを続けるというのは、当初の計画から変更された話なんですよ。果たしてそれでいいのかということですが。

○吉村人事課長 職員の年齢別構成につきましては、委員が御指摘のとおり、ただいまの状況

で申し上げますと、大体51歳か52歳のところが一番多いような職員の人数でございまして、30歳前後から35歳ぐらいまでは少ない状況になってございます。

委員がおっしゃったように、確かに少ない部分を補填するという意味も、この社会人採用にはございまして、年間その部分を1回で補填するという事は、採用者数が極端に多くなってしまったりすることもございますので、何年かに分けてやっていきたいと思っております。

この51、52歳が、今後8年、9年しますと、退職という時期になってきますと、またそういった時期での採用者数が多くなってしまいうということもございますので、そういったバランス等も考えながら。それと、社会でせっかく経験していただいたものも公務の中で生かしていただきたいという観点から、この採用を行っているところでございます。

○中野委員 今後、どのくらい継続する予定。それが平準化するまで、あと何年かかるの。

○吉村人事課長 今の段階で何年までというのは、特に正確には限定させておりませんが、先ほど申し上げました今後の退職者の増加の部分、それと今、30歳前後の部分、リーダーとかその上の主導的な立場になっていくような状況を見ながら、この社会人採用についての継続性を判断していきたいと考えております。

○中野委員 求める人材像を見れば、即戦力に、組織の活性化ができる人材を求めて、そして、その採用の効果が、早い段階で円滑に業務遂行ができる云々とか、ずっと書いてありますよね。採用して7年ないし10年前後たった人が——これに劣る職員が当初から採用されているとは思いませんが。県庁職員の方は、競争率も高くて、優秀な方が採用されます。その人を超えるよう

な人が、果たして社会人枠でどのくらいいるんだろうかと思ってるんです。

○吉村人事課長 我々も、大学を卒業され、高校を卒業された方々を新採として採用しまして、人材育成という形では、職務上の能力なり、職務遂行するための各種能力の育成には努めているところでございますので、確かに外部から今度社会人枠で入ってこられた方が、それ以上の者だと——今の職員を我々としても鍛えないといけないという意味では、どちらが上ということは考えてございませぬけれども、社会人なり社会での経験で培ったその経験ですとか、持っている視点とか、そういったものが公務の中で生かされればということでの採用として考えているところでございます。

○中野委員 職員の平準化を図る間はいいいとしても、長い目を見た場合には、当初採用計画の中できちんと採用すればいい話で、いわゆる当初職員の採用の人材を社会人枠で補わないと云々ということはないと思うんです。

行財政改革をしながら職員の平準化を図る、そういう中でやっていけばいいのに、ずっと当初から七、八年も、今日まで続けておる。28年度も、実際は採用の予定を出していますから、これをほっとけば、何年でも続ける。当初の、我々に説明したものからすると、逸脱した形になっているんです。

だから、平準化が図られる見通しがつくところまででやめてほしいなと思ってるんです。職員の皆さん方が、自分たちがこういう即戦力や意欲が足らんから、そういう社会人枠で採用されてるということに、よう立腹せんもんだなと思います。

○桑山総務部長 こちらの導入の御説明が、そういう年齢構成が、行財政改革を進める中で、

定員を絞った結果、30過ぎぐらいが非常に薄くなってる。そういうことも、一つの大きな要因として御説明申し上げたと思いますし、また、今の姿を見ても、確かに30代、20代が少ない。そして、50代以上が今後たくさんやめていく中で、20代だけで補っていくと、また大きなこぶができるというような状況の中で、今後とも30代あたりの採用を進めていくことも必要だと思っております。

それと、終身雇用制というのが崩れていきつつある中で、他県の状況を見ましても、本県が導入を始めたころには、福岡県で申しますと採用数の4分の1ぐらいは社会人枠という話をお聞きしたことがあります。

また、今回の採用の効果の中で、④に結果としてということで、抑制的に書いておりますけれども、やはり本県が、18歳あるいは22歳で就職する際に、若年人口が大きく減ってるという中で、私どもとしてもこういった採用が、宮崎県出身の方が県外へ出ておって、何らかの理由で、例えば、両親の面倒を見るとか、さまざまな理由があろうかと思いますが、何かで宮崎県に戻ろうとする際に、こういうものが受け皿として機能する部分もあるのではないかと考えております。

そういう意味では、当初説明と若干異なる部分があるかもしれませんが、私どもとしては、この採用を継続する必要性はあるのではないかなと考えてるところでございます。

○中野委員 当初説明の中で、平準化が保たれていないところは、わずか二、三年でしたよ。当時の説明では、あとは全部、それなりに平準化されておったんです。二、三年劣ってる、平準化されていないから、そこを補うというのが当初の目標だったと思うんです。だから私は、

早くこんなのはやめてほしいなと、こう思います。

そして今、部長が言われた④のUターンのところ、これは、民間に任せればいい話だと思うんです。

それで、一番の問題は、大学を卒業して七、八年から十数年の間、民間企業はその分だけ人材に投資をして、それを県に持っていかれる話なんです。それが、官がする仕事なのかなと。民のそういうところを侵す仕事ですから、トンビに油揚げとはこのことです。だから今は、雇用が回復して安定するときになればなるほど、民間は、一生懸命その中で優秀な人材に投資して、それこそ即戦力として、企業戦士を育てていくんです。それを全部吸い上げるという格好ですから。

これは、社会人枠も、恐らく高い競争率がありますよ。その分だけ、会社に黙って試験を受けたりしてると思うんです。挑戦した人は、一回、民間会社に背中を向けた話ですから。そういう人たちは、やはり何か思わしくいかないところも出てくるかもしれません。あったかもしれない。

そういうことをするよりも、民間の企業をいかにして、人材を含めて育てていくか。その中で、県は県として、最初言ったように、こういう社会人枠をとらなくても、立派な職員が——どこに配置しても支障のある職員は誰もいません。いろんなことで尋ねて答えられなかった職員は、部長以下誰もおりませんよ。全部、どういう専門の人があろうかと思うぐらい、それをうまく二、三年で人事異動しながらやってるんだと思うんです。だから、これは、一刻も早く解消してほしいなと思います。

○坂口委員 考え方はいろいろあると思うんで

す。逆に、役所から民間にヘッドハンティングとか、ピンポイントハンティングされている数ははるかに多いと思うんです。逆に、優秀な人たちには、やはり給与とかそういったリターンが役所だと限界がある。だから、それは双方あるけれど、そこらも時代の流れとして認めていくっていうことも、考え方です。それが一つと。

スペシャリストに対しては、法律を変えて、任期つき採用っていう制度ができたんです。これは、スペシャリストです。だから、行政もそういう人がいたら、民間からでも引っ張ってきても、公共サービスの質を上げなさいって言うので、それは、時代の流れとして法律まで変えたっていうことで、県民サービスのトータルのことを考えたときに、それを一方的に悪と決めつけるのは、いかななものかなと。だから、そこも十分検討していただきたいというのと。

それと、今、一度失敗しても再度挑戦できる社会づくりって言うのが、今の流れです。国家公務員試験、最初は公務員に魅力を感じず、そこを全く見向きもしなかった人とか、何度かトライして、特に学校の先生なんて、年齢ぎりぎりまで毎年トライしてる子がいるんです。その情熱——議会答弁がうまいって言うだけじゃなくて、情熱が、やはり結果的に県民サービスへの量も質も高めるって言う考え方もあるから。

今の中野委員の意見は、一つの意見として十分尊重して、参考にしてもらいたい。僕は、またむしろ逆の考えを持っていますから。時代の流れに対して、これだけ時代が速く進んでいる。物売りなんて、トップセールスなんて、昔は役所がやる仕事じゃなかったです。海外にまで行って物を売ってこないかん。そういったときは、マーケティングから、そこの商法から習慣、宗教まで含めて、そんなものが必要になることが

あるやもしれんから。的確に、あらゆる法律の範囲の中でやっていくんだって言うことで、今の答弁で、ああだこうだ、だからこうやるんだではなくて、固定させずに柔軟に対応して行って、結果としてサービスの質を高めるとか、県民生活とか、そういった福祉の向上に役立つという視点から、出口から見てきて何が足りなかったかというのをやってほしいと思うんですけれど。一方の考え方を固定してほしくないです。

○桑山総務部長 まず、中野議員がおっしゃいましたように、企業から、特に県内企業からの途中の引き抜きって言うお話もありました。これは、今の制度でも、28歳まで受験することができますので、現に県内企業等に勤めてらっしゃる方が、県庁にかわってくるという方もいらっしゃるしまして、そういう際には、今でもちょっと心苦しい面があります。

それが、今回、経験者採用に広げることによって、そういうリスクがまた高まるということになるかと思うんですが、その点については、また採用数をどのくらいに設定するかとかいろんな工夫を、試験という構成の中ですので、限界はありますけれども努力をしていきたいと思っています。

また、坂口委員からお話がありましたような、任期つき採用でありますとか、我々が求める人材に応じたさまざまな採用制度との組み合わせといたしますか、そういうことをやりながら、人材確保を進めていきたいと思っております。

○坂口委員 結果として、よりよき方向へ、人事というのはそういったものだと思うんです。そして、今度は逆に、縛りをかけて、その人の個性をそこで、制度的にとめてしまうということとか、どこまでそれが許されるのかということとか、そんなのを総合的に。

そういった意味では、民間との意見交換とかいうものもあるわけであって、柔軟性を持って対応して行って、よりよいものを求めていくっていう、答弁されたようなことでいいと思うんです。

○中野委員 特殊な事情が発生して、ヘッドハンティングしなければならないときには仕方がないと思うんです。それは、年齢が30であろうが40であろうが50であろうが、必要な人をそうやればいいと思うんです。

ただこれは、28歳までの今までの採用に、29歳から五、六年歳を延ばして、一般の採用試験に準じて、年齢を引き上げて、当初言ったような理由で採用を続けているということですから。その間の約10年前後というのは、民間もかなり人材に要した経費が要ったと思うんです。だから私は、民間を圧迫するようなことは、あんまりよろしくないなと思うんです。だから言うてるんです。

○坂口委員 これは考え方だから、持ち帰っていただいて。ここで結論は出ないと思うんです。総合的に、個人も伸ばさないかんし、企業も伸ばさないかん、行政も質を上げないかんし、必要なものはやはり補完していかんといかんということで、そこは、総合的に見ていただいてやっていくということですよ。これを固定させるというのは、あんまり得策じゃないような気がするんですが、これは、考え方の違いだから、答弁のしようがないと思うんです。ただ、一方の考え方に偏ってほしくないというだけ申し上げておきます。

○星原委員 ここにある、求める人材像と採用の効果、ここをうまく考えてやられていけばいいのかなと思います。そういうことです。

○二見委員長 県庁のほうじゃなくて、教職員

のほうで以前調べたときに、あちらもやはり社会人経験とかを積まれた方を採用するということで、多少年齢を40歳まで上げられてるんです。これは、社会人枠っていうのじゃなくて、本当にもう採用枠を40まで上げてると。

よく聞くのは、講師採用とか非常勤、いわゆるそういう雇用体系でずっと続いていて、30歳前後になってやっと本採用になりましたっていう話をたくさん聞いてたものですから、そんな実態っておかしくないですか。いわゆる学校現場で、年更新で経験を積ませてやってから、本採用にするっていうのは、それは社会人の経験でも何でもありませんがねというようなことを調べてみたら、大体平均は二、三年ぐらいしかやってませんよというような答弁だったんですが、実際にその中身を調べてみると、年更新なので、二、三年やって一回やめて、また二、三年やって、またやめてっていうような。要するに、一人の人生を見ていくと、行政が把握してるのは二、三年しかないわけなんですけれども、その人は七、八年もやったりするっていう現状もあったりするものですから。本当、この制度の本来の目的なり、そういった趣旨なりを勘案しながら、その裏に潜むそういったいろんな課題っていうものは、改善していく取り組みが必要なんだと思います。

いろんな考え方もあるでしょうし、もう専門的な知識とか技能とかも必要になってきた時代ですから、あらゆる手法で人材確保というものも努めていかないといけないんだと思うんですけれども、そういったいろんないい面と悪い面、そこをしっかりと把握しながら、この改善に取り組んでいていただくように、私からもお願いしたいと思います。

○桑山総務部長 今、さまざまな御意見をいた

だいたところでございますので、また今後とも、よりよい形を考えていきたいと思っておりますので、また御指導よろしくお願ひしたいと思っております。

○坂口委員 行政経営課。3番目の県民ニーズに即した行政サービスの提供のところのニーズ把握で、パブリックコメント。さまざまなことをやる時に、必ずこの手法はよく出てくるんですけれど、ただ、これは、応募してくる人が1人とか2人なんです。本当に県民の考え方だとか世論だということをこれから判断するというのは無理で——これでオーソライズ化した、県民の意見を聞いた、広くとったんですよっていうけれど。

パブリックコメントをやるならやるで——今朝、総合政策部で統計調査の話が出てたんですけれど、これは統計学上、最低こういう調査のときはサンプル数が何ぼぐらいなきゃだめだとか、そうすると実態に近いものが出るっていうから、パブコメでもやはりそうだと思うんです。県民世論として結論づけられるんなら、それだけのコメントが上がってこない。極端なのは、宮崎のブーゲンビリア空港は、パブコメをやって、それを上げてきたのがたった2つか3つだったですよ。しかも、多いのはもっとたくさんあった。だけれど、結果的にはそれをとったわけです。

だから、パブコメのあり方は、やはり一考を要するんじゃないかなと。ほかも上がってきてるのが数少ないです。そこらのところを一回検討しないと問題があるなと思うんですけれど、そこら辺はどうですか。

○小田行政経営課長 県民ニーズに即した行政サービスの提供のところ、パブリックコメント等によって意見を集約するという手法がとられております。

所管課は広報戦略室になりますけれども、昨年も25件実施をしたと聞いております。

ただ、おっしゃるとおり、寄せられる意見の数がそれほど多くはないという現状の中で、それをもって施策に反映するというを直接にやること自体は、県民の多様な意見を集約する一つの方法ではあっても、それを全て捉えて施策に反映するというときには、ある程度所管課のほうで、この意見はどうかというのを判断する必要があるのかなとは思っています。

それ以外にも、例えば、昨年策定いたしました行財政改革プランは、有識者の懇談会で意見を聴取したり、あるいはアンケート調査もやりました。それから、議会の御意見も伺いました。

そういう多様な手法で県民の意見を集めた上で、なおかつその意見を施策に反映するときに、一体どうかというのを所管課のほうできちっと考えていくことが必要だろうと思っております。

○坂口委員 だから、そこが問題だって言ってるんです。そのために、県民の意見を聞くって、2人からじゃだめだということなんです。手法としてはいいって言ってるんです。結論を出すための数が足りないんじゃないかってこと。これは、すごくいい方法なんです。どこもやっています。

ただ、こういったものを問うのに、たった1つ、2つしか上がってこないようなものを、パブコメで県民の意見をとったって、一つの手法はこれで終わりましたなんていうのがだめだということ言ってるから、これをやはり検討すべきだということ。

部長、どう思いますか。

○桑山総務部長 パブリックコメント自体、行政で広く取り入れられた手法で、民意を伺うというか、そういう仕組みとしてもうしっかり定

着してると思うんですが、委員のおっしゃるように、実際にどれほどの県民からの反応があったかというところが、せつかくの仕組みが活かされてないというようなところであろうかと思っております。直接、パブリックコメント制度を、広報のほう为主体で考えるべきことかなと思うんですけども、そういった問題点を県庁内で共有しながら、活性化なりほかの手段があるのか、いろいろ考えていく必要があるんじゃないかと思っております。

○坂口委員 この方法が悪いと言ってるんじゃないんですよ。認められた方法だから、正しいものが把握できるだけの数は集めなさいっていうことを言ってるので、この方法論の否定じゃないんです。

だけど、実態を調べてみらんですか。全部ごとく1桁ぐらいのばっかりです。ひどいのは、1人しか送ってないのが幾つかあります。それを言ってるわけで、方法の否定じゃない。

○満行委員 危機管理課は「南海トラフ巨大地震」って言葉を使われているんですけど、「南海トラフ地震」と統一したと聞いたと思うんですが、どうなるんですか。

○平原危機管理局長 法律は、南海トラフ地震でございます。従前から「巨大」をつけて言ったりしておりました。やはり、おっしゃるように統一したほうがいいなと思います。「巨大地震」と書いておるんですが、公式には南海トラフ地震が正しいものと考えております。申しわけございません。

○坂口委員 行政経営課ばかり集中して申しわけない、人材づくりのところですか。これは、確かに大切なところだけれど、ずっと気がかりなのは、毎年こういった優秀な人たちの中で、鬱の人が出たり、自殺が出たりするってことです。

人材がある程度できてきた人たちが、そちらに行ってしまうっていう。ここに何か一つの工夫が。

この前の勉強会、政審会するときにも言ったんですけど、宮崎県庁からは、まず自殺者は出さないぞとか、鬱は出さないぞと。そのために、こういった経営をやっていくべきだというものをつくられて、宮崎モデルというものをひとつつくってほしい。

それができてこそ、初めて県民の自殺ゼロとかを目標にすることができるので。まず、足元の人材づくりの中でそういうことができなきゃ、これはだめだなという気がするものだから、これは、今後の課題として捉えていただいて、何か検討を重ねてほしいと思うんです。

それから、もう一点だけいいですか。20ページ、持続可能な財政基盤のところ。県債が、交付税措置がない部分が、4,900で5,000億を切ったと。それで、基金残高が260億程度に減少したというのが一つあるんです。これが、信号的に青なのか黄なのか赤なのかっていうことと、どこまで行ったときに黄なのかということ。どこがもう赤なんだというところを示さないと、これからすごい財政需要が来るわけです。そのところを見据えて、僕らが判断していかないと、何色信号がともっているのかもわからない。

これを単純に見れば、5,000億を切ることを目標にしたような、4,960になって、やっとならなくて5,000億が切れたとか。その結果、260億じゃどうにもならんけれど、毎年度、そこに繰り入れられるものが、決算ごとに出てくる。これで何とかやっていけるという繰り返しみたいな気がするんです。

こういった大上段に構えた行政運営、経営とかいうんだったら、ここで何色信号はどこです

よっていうことを示さないと、判断基準がないんです。減ったなとか、ふえたなぐらいのこと、それは、減らそうと思ったら簡単なことなんです。歳出を控えればいいわけです。そこらはどんな判断された上で、これを数値化して示されているのか。どこまで行ったら財政改革は終わるのか。

○川畑財政課長 今、坂口委員の御指摘のあった財政改革についてなんですけれども、財政改革自体は不断に取り組んでいく必要のあるものだと考えておまして。この基金の残高は、おっしゃったように、当初予算編成後は一時的に減って、決算で積戻しというか、一定規模まで回復するというものではありませんけれども、臨時の財政支出に備えて基金を持っているものなので、どれだけあれば安心というのも一概には言えないということがありまして。

ただ、熊本県の地震で、基金が一時的にですがゼロになったという話もありますし、今現在、毎年度増減を繰り返しておりますけれども、460億円程度の規模、財政を2基金で維持しておりますけれども、その程度は持っておきたいなということは、財政課としては考えてます。

ただ、おっしゃるように、地方創生の取り組みでありますとか、また今後、県として取り組んでいくべき施設整備等、多々ありますので、取り組むべきことには取り組んだ上で、今後の県政にも支障のない範囲で、健全な財政を維持していくために、財政課のほうで改革に不断に取り組んでいきたいと考えております。

○坂口委員 熊本の地震はもう非常災害で、国が対応するというようなことで、今度は当然、これに伴う法律は出てくると思うんです。こういったものは国家の責任においてということで。今想定しているような地震が、対応ができる前

に来たなんていったら、国家予算ほどをもってしても、県でやろうとしたらできないわけで、それは、もう新たな法律が出てくると思うんです。

そういうものは別個置いといて、例えば、臨財債を除いたものが5,000億をきりました、でも、起債残高を減らそうということは、方向的に目標を持って減らしてきてるんですよね。だから、その目標が仮に5,000億だったとしたら、目標が達成できた。でも、5,000億なら5,000億でやった、目標達成でしたということになれば、ああ、こうだったのかってわかるけれど、まだこれでもさらについて言われれば、どこを目標にしているのかというのが一つ。

それは、なぜなのっていうのが一つ。だって、熊本県なんて宮崎県とは桁外れの県債残高で、鹿児島だって、臨財債を除いても恐らく1兆ぐらい持ってたと思うんです。それでも元気よくやってる。

だから、我々はどこに目安を置けば——一生懸命にお利口さんをやっていって、一時期は道州制っていう話もありました。その一方では社会資本整備が一番おくれる都道府県で。一生懸命節約して、なけなしの金をためながら、借金も減らしていって、道州制になったら、たくさん借金を持ってたところの借金と、貯金を持ってなかったところの貯金と一緒にして、今度はそことやっていくんです。

やはり我々としても、全国のみんなといっしょぐらいの行政サービスを受けていくために、健全な数字を示してもらわないと、いつまでももうちょっと頑張ろう頑張ろうでは、「欲しがりません、勝つまでは」なんていうことをやらせていたって、いつ勝つんだっていうのが見えなきゃ、これは残酷な話です。そこらをやはり示

すべきだと思うんです。

○川畑財政課長 これまで、臨財債を除いた減債については、残高を減らしてきて、着実に財政改革に取り組んできたところでありますけれども、県債の残高を減らしていくというのは、公債費の償還を減らしていくというのが目的にございまして、税収が少ない本県の財政基盤の脆弱な中で、公債費の負担が大きくなりますと、ほかの一般行政経費に充てられる部分が少なくなりますので、それについては、基本的には減らしていきたいという気持ちがあります。

ただ、必要なものについては起債をして、財政出動をしていくことも必要だと思いますので、適正な水準については、今後も検討を重ねていきたいと思います。

○坂口委員 減らしていくのはわかるけれど、宮崎みたいに物すごく手がたいところも、お隣の県みたいに、かなり厳しい数字を持つところも、行ってみると、むしろサービスのストックとか、そちらのほうがよくて元気もあるなど。次への挑戦もやってきてるなど。もう袖が振れなくなったというような話は聞かないなというのがあって。今までそれで袖を振れなくなったって聞いたのは、北海道の夕張ぐらいのもので、あそこは赤信号を無視したんだなっていうのがわかる。

やはりある程度示しておかないと、目標を持たないと大変です。そして、いろんなことを僕らが要望したり、地域から要望を受けても、財政状況が厳しくて、お金がないからやれないって言いながら、本当にそうなのっていう判断ができない。これはもう、かなりいい数字じゃないかなと思う。だって、ここに至るまでに借金したころって、金利だって4%、5%の時代で、それでもかなりの起債を組んでやってきた、投

資してきた。それが今、ゼロ金利で、マイナス金利になって、でも、やはりこの数字がまだ黄色なのかなと、まだ減らさなきゃだめな数字なのかなっていうのがわからないものだから。そこらはある程度の努力する目標を持たせてあげないと。ゼロまでいかなきゃだめなのかなっていうぐらい、過去ずっと同じことを繰り返してきてます。そういった意見だけでとめます。

○日高委員 若手職員の意見をどう引き出すかは、管理職の一つのテーマだと思うんです。県政運営を考える、人材づくり。

例えば、こういう組織になると、昔は、フラット化をなさいとか、グループ制とかよく出てきたです。ところがもう、県庁の機構というか、内面を改革するのはなかなか難しい状況。県庁職員とはいえ59歳、下は18歳で幅がありますよね。

足立区に以前行ったときですが、30代でいわゆるネクストキャビネットをつくらせて、自由に意見を述べると、グループリーダーを置いてその意見を聞く。また、そこはそこで、上位の総合計画があれば、30代の職員だけで構成した次の時代の方針だとか、そういった計画だとか、そういうのが微妙に違うらしいんです。10年、20年先を見る人と、もうあと定年になってくる方では、もちろん宮崎県に対する意見は違ってくる。

職員に自由に意見を述べてもらうような環境をつくることって大事かなって思ってるんですけど、その辺については、現在、どういった形をとってるのか、そういったこともやってるのか、全くそういうことはしてないのか、お伺いしたいと思います。

○吉村人事課長 人事課でございます。若手職員の能力開発といいましようか、人材育成の点

でございますけれども、まず、基本的な公務員としてのベーシックなものでいきますと、階層別の研修等をしておりまして、その階層に必要な、最初はコミュニケーション能力だとか、事務処理能力、それである程度のリーダー的な者になれば、リーダーシップだとか、そういう人を導くとか指導するといった、それぞれの階層別の研修を行いました。その中でも特殊な法務能力ですとか、特定の能力が必要な者については、研修という形で、人事課の所管であります自治学院というところを中心に研修を行っているところであります。

それと、先ほどおっしゃいました人材づくりのところに、27年度から人事評価ということで試行しまして、ことしから本格実施をしたところなんですけれども、そこで、目標設定ということで、自分の担当する業務のことしの目標をつくって、担当リーダーと話をし、目標値の設定だとか、いつぐらいにどの業務を処理するという話をし、また、担当リーダーは上の補佐と話をし、最後は、部長が知事と協議をする形で、何をやってどう施策を進めていくかについては、組織としていろいろ自由な面談をしながら、そういったことをやっていくというのを、全庁的には取り組んでるところでございます。

それと、先ほどおっしゃったのは、何か政策を進めるに当たってということで、職員の意見を活用したいということでは、行政経営課のほうで所管しております「かえるのたまご」ということで、制度にとらわれずに、自由な、新たな発想で、こんなことができないかというような形を、職員から提案をして、それに、優秀なものであれば、こういったことで実現ができないかという形で審査して行って、表彰をしてい

くということも行っておりますし。昨年改定されました県の総合計画の中でも、たしか各部署が部門ごとでの若手担当者グループをつくりまして、そこで施策への反映という形で、自由討論をさせたということはございます。

○日高委員 かえるのたまご、ちょっと説明してもらいたい。かわいそうな気がするんです。もうちょっと、もっと格好いい名前に変えてやったほうがいいのかという気がするんですが。内容を教えてください。

○小田行政経営課長 かえるのたまごでございますけれども、職員提案制度、提案かえるのたまごということで、平成18年度から、もう10年かけて取り組んでいるところでございまして、これにつきましては、これまで1,000件を超える職員からの提案をいただいております。

今、人事課長が申し上げましたとおり、毎年度、優秀な提案については、2役の前でプレゼンテーションをして、その中から優秀なものについては知事表彰をするという取り組みを行っております。

当然、出てきた提案につきましては、それぞれの所管課にフィードバックいたしまして、実現化の検討をしていただいているということでございます。

昨年、提案いただきまして、表彰を受けた5件につきましても、これは、政策提案と事務改善提案と2つの区分があるんですけれども、それぞれ実現化を図ったというところがございます。

○日高委員 もっと深く説明してもらいたいんですけれども、時間もあれなので、簡単でいいので。こういう事業で、こういったのが若手から出てきて、今、事業として行われてるというのが資料でいただければと思っております。

というのは、私たち政治家は、必ず先を見ないといかんわけです。先見性、例えば3月予算、6月、もう次の29年度に向かってどうなのかっていうぐらいのことを考えていかんと、始まっていかんです。でも、職員さんって、なかなかそこまではできない部分って、正直あるじゃないですか。一つ手前、自分の目の前のものを一つ片づけていかんと、なかなか難しいものがある。

だから、そういったのを若い人から、若い方を、今のうちからそういったものを身につけてもらいたいという意味で、ちょっとお願いを。せっかくのかえるのたまご、もっとどんどん子供を産ませて、ふやしてほしいなと思います。

○小田行政経営課長 資料につきましては、後ほど提供させていただきたいと思います。

それからもう一つ、若手職員の意見を反映するというこの一環で申し上げますと、若手職員が物を言いやすい職場づくりというのも必要だろうと思ってます。それで、風通しのよい職場づくりという一環として、行政経営課のほうでは、各所属長に、所属長メッセージを年度当初に主に出していただいて、所属長が考える組織課題への考え方ですか、仕事に対する思いとかいうのを示しております。それを若手職員が見て、いろんな意見を言いやすい雰囲気醸成を図っているという取り組みも行っているところでございます。

○二見委員長 先ほど、日高委員からの資料要求がありましたけれども、これは、日高委員だけへの提供ということでよろしいですか。

暫時休憩します。

午後2時57分休憩

午後2時57分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

先ほど、日高委員より、「かえるのたまご」についての資料要求がありました件について、資料は日高委員だけへの提供でよろしいでしょうか、全員のほうがよろしいでしょうか。

全委員への資料提供ということで要求してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、日高委員より要求のありました資料は、全委員に後ほど提出のほどよろしくお願いいたします。

では、ほかに質疑は。

○坂口委員 そのときの資料に、かえるのたまごの知事表彰を受けた部分だけでも、実際に事業まで結びついたのでどれぐらいあるかというのを。

というのが、一生懸命アイデアを出して表彰までもらって、それが事業にされないってなると、すごくモチベーションが下がっていくと思うんです。だから、一定の、知事賞、表彰を受けたものは上司に回してとかそんなんじゃないで、知事の判断としてやらせるっていうぐらいにならないとモチベーションが上がらないものですから。そののところ、もう100%やっておられるかもわからんですけど、これについても今の資料とあわせて——ちょっと諮っていたいて。

○二見委員長 暫時休憩します。

午後2時59分休憩

午後2時59分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

先ほど、坂口委員より追加要求のありました内容につきましても、あわせて資料要求としまして、全委員へ提供ということでよろしいでしょ

うか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、今、要求のありました資料につきましては、用意でき次第、各委員への配付をお願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

○中野委員 かえるのたまごの知事賞は、職員名も含めてどういう人が提案したのかも配付するということですか。ただ項目だけでなく、中身も含めてということなんですか。

○小田行政経営課長 提案の中身といいますか、具体的にわかるような形で資料提供したいと思ってます。

○中野委員 前、私が個人的にというか、要求したときには、個人の云々と言われて、本人の了解をもらわないと出せないということが、2年ぐらいの前の話ですけれど、あったんです。それは、大丈夫なんですか。

○小田行政経営課長 少なくとも知事表彰をした者についてはマスコミにも公表しておりますし、名前を公表するのは問題ないのかなとは思っております。

○中野委員 これからもずっと続けられると思うんですけれども、これから先は、せっかく職員がいろいろ提案したものが、我々も含めて、いつでも誰でも、職員も含めて、閲覧というか、要求したらもらえるような形を今後はしてほしいなど。そういう前提で提案してもらえばいいんですよね。提案することだから、秘匿的なことじゃないと思うんです。そこ辺も工夫してほしいなと思います。無理なら無理でいいんですけれども、できたらそういうことも含めた工夫をお願いしたいと思います。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○日高委員 国土強靱化地域計画についてです。

これは、もちろん大規模災害によるもので、特に南海トラフ巨大地震の甚大なる被害の想定というのが、一番かかわってくる問題だと思っております。本会議でも、統括監のほうから、脆弱性評価をきちっとしながら、しっかりと地域の意見を聞きながら、意見を反映していくっていうことだったと思うんです。

今、熊本地震後盛んに、南海トラフ地震の確率が30年以内に何%とかいうか、ひずみの大きさで津波の大きさが変わったから、今までの想定はもう一回見直さなくちゃいけないですよとか、いろんな情報がぼんぼん流れているわけです。そうなってくると、これは、海岸線にかかわりのある県民は、いつもびくびくしとかないかんところがあります。そこら辺の情報というのは、ただうわさで来たわけじゃなくて、国のほうが発表してですね。

国土強靱化の推進ということで、この指標をどんどん変えていきながらやっていくということで、災害の予測とか、その辺ってどう見解を持っておるのかということ、まず、お聞きをしたいと思うんです。

○畑山危機管理統括監 確かにいろいろところで、報道も含めてですけれども、今回の熊本地震を踏まえて、危険であると、もしくは危険度が高くなっているんじゃないかという懸念なんかもあります。

国では、文科省が事務局をやっているような地震本部というところがあって、地震の調査なんかをしたりしておりますので、そういったところ。それから、中央防災会議といったところでも、いろいろと今後、必要に応じて調査・検証していくということで、それに依じてまた状況が変わる。そういった一定程度のデータが出せる状況になれば、出てくるところはあると思

ますので。

いろいろな研究者の方々も、報道を含めて把握はなるべくしていこうと思いますけれども、それも踏まえた上で、国での動きなんかもしっかり見て、状況が変わるようなことがあれば、速やかにそれに応じた対策の中身も検証していくこととしております。

ただ、今の現状では、マグニチュード9.1クラスが最大クラスということで対策を講じようということでございますので、それでまず対策を講じていくということが、まず一番大事なことかなと思っています。

○日高委員 もうつくっておられるところも結構あるということですが、まだつくってなくて、じっくり、ことしつくられるということで検証するので、よかった分も正直あるのではと——先ほど坂口委員が別なところで言ったように、パブリックコメントが、県民から何件かしか出てこないということで。これもパブリックコメントをとると思うんですけど、工夫したほうがいいと思うんです。例えば、いろんな地域に出向くとか、そういうときに、いろんな意見が出ると思うんです。

それもちょうと聞き取っていただいて、書き取ってもらって、それも県の計画に反映する一つの大事な意見ですから、そういったものをしっかりと、地域地域から拾い集めるっていうことも工夫されて、計画をつくっていただきたいなと思っておりますので。これは、要望としてお願いしたいと思います。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

○星原委員 ちょっと教えてほしいんですが、3ページにある一般会計の歳入一覧というところの、これまで自主財源は大体、本県は三十七、八%だったのが、40.9となってますよね。自主

財源が40%を超えたことは、力がついてそういう形になってるのか。消費税が、その辺がふえたので、税収入がふえてそうなるのか。逆に、国からのいろんな交付税やいろんな補助金なんかは少なくなったので40%に上がったのか。その辺の判断はどう捉えたらいいか教えていただきたい。

○川畑財政課長 6月補正予算の自主財源の構成比率ということで、40%を超えているんですけども、これが、繰入金のところでは24億余り載っておりますけれども、森林整備の加速化基金について、団体や国からの補助金ではなく、基金を優先して活用するよという指示があったことから、一時的にここに11億基金が載っております。4ページをごらんいただきますと、繰入金の欄の基金繰入金の4つ目の○、森林整備加速化・林業再生基金繰入金、ここで11億計上されておまして、これの影響によるものが大きいと思います。

○星原委員 今言われた6月のだけれど、40%にふえたのは、ことしの2月の時点で超えてなかったですか。28年度の6月の時点で初めて超えたんですか。2月で、当初予算で超えてたような気がしたんですが。

○川畑財政課長 申しわけありません、2月の当初予算でも40.7%で、超えております。

この影響によるものが、力がついたと言っているのかどうかは、検証をして、今後、御説明したいと思います。

○星原委員 わかりました。よろしく申し上げます。

○日高委員 さっきの防災関係なんですけど、一番確率が高いところで84%、静岡県とか言われたですね。宮崎県が70%とか上がってきて、例えば、ほかのところでは、全然色がついてない

ところって知らないんですけど、5%のところもあったりしますね。

今回、熊本地震のときは、多分、予想が7%ぐらいのところだったと思うんです。ところが、確率の高いところじゃなくて低い、1桁台、7%のところ、どこかんとやってきたわけです。ですから、本当に7%、80%とか、何年以内というのは、信用していいのか——統括監は国の方ですので、国が出していいのかって言ってもraithたいぐらいなんです。本音として、統括監、その辺はどう考えますか。

○畑山危機管理統括監 本音で言いますと、確かにおっしゃるとおり、熊本が起る前は数%だったんじゃないかという話もあります。それこそ静岡から高知のほうとかは、極めて高い。宮崎も、九州の中では、南海トラフ関係の地震の確率も高いという話もございます。

ですけれども、やはり確率は、恐らくですが、一定程度過去のトレンドを見た上での確率とせざるを得ないので、その過去というのが、もう悠久の昔からの過去というのは、人類としてはできてないわけでございますので。確率はもちろん一つの目安として、危険であることをしっかり知らせてもらうところでありまして、それが小さいからといって来ないんじゃないかという意識を持たずに、日本全国やはり地震列島で、どこで起こってもおかしくないという思いで、しっかりと自助の努力もしてもらい、我々もそれをしっかりフォローする、公助もするという意識でやっていこうと思っております。

○日高委員 危機意識を国民が持つのはすごく重要なことで、やはり備え——総合政策部のアンケートで、地震に対する備えは40何%、半分できていると。結構できてるほうかなと正直思ったところですが、そういう意識を持つのは必要

なのかなと思うんですけどね。

これは、もういわゆる推測、予測で、本当にどうにもならないことですが。今後、県民としてはそれに習って、いつでも地震が来てもすぐ備えられる、すぐ逃げるというところをきちっと啓発をしていかなくちやならないなと思えます。

30年以内に何%の確率で起きるっていう数字は、どこが出してるんですか。

○平原危機管理局長 これは、国のほうに地震の対策本部がございまして、そちらのほうで、学識経験者等を集めた中で、先ほど説明しました過去のいろんな地震が、どのぐらいの間隔で起こっているかというのを、大体平均しまして、前回のからこのぐらいまだ起こってないというのが大体基本的でありまして。それで今、この辺は、南海トラフでいいますと、マグニチュード8から9クラスが30年以内であれば70%ですか、その程度でというような表現の仕方をされております。

今回の熊本地震のときも、随分、熊本は安心していたという話があつて。出してる数値としては低いんですが、地震の世界でいうと、結構、7%は高いらしいので、その辺の表現の仕方、お知らせの仕方が、国としても反省をしないといけない部分はあると言われておりますので。今後、7%が低いのか高いのかというよりは、どこでも地震は起るんだということを、それもいつ起るかかわからないということを前提に、PRとかはしていかないといけないのかなと思っております。

○中野委員 関連ですが、マグニチュードでいえば、トラフのところの大きいのがありますよね。9も想定して対策をするという、さっきの説明でしたが、いわゆる今度の熊本地震は内陸

型で、震源がごく浅い、10キロからそこそこでしょう。表面に近いところ、そういうところは、震度でいけば一番高い震度7になったんですね。

我々の宮崎県内も、そういうところは内陸にもあるんじゃないかなと。起こる頻度も高くて。えびののだけれど、48年前に、昭和43年の2月21日に、あのころは震度6だったんです。震度6を烈震といったし、震度5を強震という言い方でした。震度6が1回、震度5が3回ぐらい。当時は群発地震という言葉を使っておりましたが、その前に長野県の松代があって、あれも群発地震といって、えびのの群発地震という言葉があったんです。

規模は小さかったと思います。マグニチュード云々というのは、後づけだったと思うんです。当時は震度だけでいって、ごく浅かったから、非常に局部的には破壊的な力が出たと。だから、そういう地震は、かなり県内にも想定されるんじゃないかなと思うんです。

○平原危機管理局長 私、小林の野尻出身で、えびの地震のときは10歳ぐらいだったと思いますが、寒い時期で非常に怖い思いをした記憶がございます。

県の減災計画におきましても、南海トラフだけではなくて、えびの・小林の内陸型地震の被害想定がございます。

ただ、今までの取り組みでいうと、やはり南海トラフが非常に確率が高いこともございまして、東日本大震災以降、それを中心に対策をやってきたわけですが、今回、熊本地震を見ますと、内陸型も非常に厳しい情勢が考えられますので。今までどちらかというと、内陸のほうから海沿いを応援するという形で、いろんな実施計画もつくってきたわけですが、逆に反対の応援も、

きちっとやっていかなければならないなど考えているところがございます。

○星原委員 今、活断層の話が出たので。県内の活断層の層というのは何か出てますか。地図上に、どういう層で、どのあたりにというのが、発表になってるものがあるんですか。

○平原危機管理局長 前回、少しお話をさせていただきましたが、これまで国では、詳細な評価をするのが、表面にあらわれている距離で15キロ以上。それ以下のところでは10キロ以上も調査対象にしまして、詳しい評価は出さないんですけれども、やっておりました。

それ未満の活断層については、県内では発見されてはいないのですが、それ以下でも少し、何カ所かはあるとは聞いております。

国のほうには、まだ調査対象になっていないものとか、当然、隠れているのもありまして、その辺も調査をしていただきたいという要望はしておりますが、なかなかこれは、どこにあるかがわからないのと、実際、掘っていかないとできないので、1カ所当たり数千万円はかかるということで、非常に厳しいですというお話を伺っているところがございます。

○星原委員 熊本は、要するに地震がないという話で企業誘致も結構力を入れてたというのに、あれだけ今、日奈久とかいろんな断層が出てくるわけです。我々も、今度は都城とか地元で、うちは活断層はないんですよと仮に言ったら、実際はあるとかっていうこともあるんじゃないかなと。その辺がわかっているならば、ある程度、今後、企業誘致をするでも、自分たちがその地域で家をつくっていくでも、いろんな建物を建てる場合でも、そういう想定も多少しながら、許可の出し方なんかも考えていかないと。

かなり今、耐震とかいろんなこともやってる

けれど、木造住宅は結構壊れたとかなるわけで、そうすると、もう建築するときから、この程度には耐えられる建築物に、住宅であれ、企業のビルであれ、会社の社屋であれ、これからはそういう形で考えざるを得ないのかなと思うんですけれども。その辺の意味からも、本当に今、後でわかったやつはしょうがないにしても、現在つかまれているものがあるんなら、そういうものを公表しながら、減災防災に対する備えというの、一方では考えていくべきじゃないかなと思うんですが、その辺は、どう捉えたらいいんでしょう。

○平原危機管理局長 先ほど言いましたように、実際にわかっていない部分がほとんどで。前回は申し上げましたが、宮大の教授に聞きましても、なかなか難しいと聞いております。また、国とかにも話は聞いてみたいとは思いますが、現状ではなかなか厳しいのではないかなと思っております。

○中野委員 関連ですが、活断層。これは、さかのぼって何年前からがあれば、活断層があるとかないとか言うんですか。例えば火山なんかは、記憶違いかもしれないけど、1万年前からこっちに噴火した何かのデータがあれば、火山であるという表示をする話を、ちょっと耳にしたことがあるんです。うんと昔までさかのぼれば、九州なんかはなおさら最近できた島ですか、幾らでもあると思うんです。それをどの辺までをさかのぼれるのかって、何かそういうのはないんですか。

○平原危機管理局長 さかのぼるといって、先ほど言ったように、活断層は、地表の表面にずれたところが実際に出ている、かつそれが今からも動く活性化があるということでございますので。ちょっと専門的なことで、余り正確なこ

とはわかりませんが、いつからできたから今どうということやってるわけではないと思います。

○中野委員 火山のことでついでに。今度の熊本地震は、宮崎県が阿蘇市、山都町に応援に行くために、その拠点を西臼杵支庁内につくりましたよね。名前も、西臼杵地域本部という名前だったかな。県の本部があそこにできたということですが、特に西臼杵地域という言葉も入っていたと思うんだけど、どうもあれは、何か誤解をするような。担当外かもしれんけれど、本当に県の本部をあそこにつくったという場合は、もっとそれらしきネーミングでいいような気がしましたが。おそらくは、西臼杵地域地震本部という、頭に熊本地震が入っていたと思うんだけど、そういうネーミングでしたよね。それが1点と。

前は、よく災害とか地震を含めて、一生懸命に公の力ばかりじゃあどうにもならんからということで、みんなの助け合いもせないかん、個人もいろいろせないかんということで、公助・共助・自助ということを盛んに言われた時期があったですよね。今回は、余りそのことを耳にしないんです。

しかし、私も熊本に行ってみましたが、最終的には自分でどうかせんないかん面もかなりあると思うんです。それで、みんなが来て助け合っている。もちろん、今は公と民が一生懸命になってやっている。

こっちで地震があったときの想定をして、さっき内陸も、日向も含めて、南海トラフも含めて、そういう場合の——やはり他山の石とすべしところで、公助・共助・自助というあたりが、どう対応すればいいのかということも、きちっと整理して、万が一があったときの対応を。最近、

そういう言葉をあんまり皆さんは話されないようになった気がするんですが。もう死語になったのかどうかわかりませんが、つい数年前まで一生懸命言われた経緯があったので、何かそういうことも含めて、万が一に備えていただきたいなと思うんです。熊本が近くで発生しましたから。

○平原危機管理局長 まず、西臼杵の支援本部のネーミングについて。これは、総合政策部で主体的にやっておりますので——名前としては、言われますように、確かに熊本を支援している地域で、逆につけているがためにという感じはいたします。ちょっとその辺は、部局が違いますので、申しわけございません。

それから、自助・共助・公助の話でございませうが、熊本地震のときも、今もそうなんですが、新聞でも備蓄の話が結構ございまして、食料品を3日分は各家庭で備蓄をしていただいといた話もございまして。我々としても、公助じゃとてもやれませうので、自助・共助というのは一生懸命PRをしているつもりなんですが。全然死語ではございませうで、今からもぜひ皆さんに備えていただきたいなと思っておりますが、残念ながら、多分PRが足りないのかなと反省をしたところでございませう。

今後とも、自分で建具の固定をせうとか、先ほど言った備蓄をせうとか、何かあったらできるだけ早く逃げるとか、そういうことを心にとめていただいと、やっていただきたいというのがございませう。

あと、共助についても、いろんな形でみんなで助け合ふということは、大変大事でございませう。例えば、避難所の運営にしても、公的に、市町村の役場の職員が基本的にはやるんですが、できることはできるだけ避難者も手伝っていた

だきながらやっていくとかいうことが大事でございませうので、今後とも頑張ってPRをしていきたいと思っております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませうか。

○日高委員 行政経営課長に聞きたいんですけど、かえるのたまごの名前の由来を。先ほど聞くのを忘れて。

○小田行政経営課長 かえるのたまごの名前の由来でございませうけれども、これは、県庁をせうするというところから、かえるのたまごというネーミングをしたところであります。

ちなみに、ことし、昨年の提案が実現したのについては、職員のほうにもこういう形で実現化しましたというのを周知したんですけれども、それについては、かえるのたまごが「オタマジヤクシ」になりましたということで、周知をしたところでございませう。

○坂口委員 関連してになるけれど、かたい話ばかりしたから、ちょっと今度は、やわらかいというか、雰囲気せうを和らげるといふか。活断層は、いろいろ説があって、100万年動いてなければ「死に断層」じゃないかっという説、それ以前に、第4期以降の動いてないのじゃないと断言できないとか、いろんな説があって定まってないけれど、100万年説が、今、強いですよね。

かえるのたまごですけれども、県庁をせうするという目的が一つあるのと、オタマジヤクシにかえっていくって、結局、後でだんだん手が生え、足が生えてカエルになるっていう成長を言われたんでせうけれど、これは、おもしろい生き物で、同じ日に卵を産んでも、それが自然に同じ環境の中で、卵がずっと細胞分裂からずっとやっていけば、ばらばらにカエルになるんです。ここがやはり生き物の知恵だらうけれど、どれかが生き残るといふことだと思ふんです。とこ

ろが、ここにリスクが、水が急に少なくなりだしたとか、気温が上がりだしたとかとなると、物すごくカエルになる期間が短くなって、一遍にぱっとカエルになってしまうんです。だから、リスク回避をするっていうものがあると思うんです。

これから先が考え方なんですけれど、表彰をもらったものに対して公表というのはいいと思うんです。しかし、そうでなくて、アイデアを僕らに見せてほしいっていう思いはある。だけれど、そこでアイデアを出したけれどだめだったっていうことで、さっき言われたプライバシーなんですけれども、名前がセットで来ると、そこでリスクを感じてもう出さない。早くカエルになろうっていう思う以前に、もう自分はオタマジャクシにならず、カエルの卵のまんまでもう孵化すまいってなるといかんから。いいネーミングされて、そういったすごく珍しい生き物の中の一つですから。そして、そういった危機回避能力を備えた生き物ですから、逆に、物すごく気を遣いながら対応してやらないと、芽を潰したらだめなんです。

さっき言ったのはその逆で、表彰されたものはもう、それをまた決裁するなんて、知事表彰でしょう。それをまた部に戻したり、課に戻して、また課長がこれをどうしようかなんて、また財政課の査定対象になったり。課長がうんって言って、財政で査定から外されたりしたら、これは最悪ですよ。そうしたら、もうオタマジャクシにかえらなくなる心配がある。

これは、余談になったですけど、さっきから厳しいことばかり課長に言ったから、ちょっとサービスの意味も含めて。

○中野委員 関連ですが、カエルになったのがあるの。もう10年ぐらいになったって言ったけ

れど。あるかなしかでいいんです。

○小田行政経営課長 実現化したものはございますので、そういう意味ではカエルになったと言えるものはあるとは思っております。

○二見委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 よろしいでしょうか。

では、次に、請願の審査に移ります。

請願第3号については、県執行部の所管ではありませんので、執行部からの説明は省略いたします。

関連して、委員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時31分休憩

午後3時37分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、あす行いたいと思います。

開会時刻は13時といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 何もないようでしたら、本日の

平成28年 6 月16日(木)

委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後 3 時38分散会

平成28年6月17日(金曜日)

午後1時0分再開

出席委員(8人)

委員	長	二見康之
副委員	長	重松幸次郎
委員		坂口博美
委員		星原透
委員		中野一則
委員		日高博之
委員		満行潤一
委員		来住一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	長	谷恵美子
総務課主任主事		日高真吾

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含め、御意見をお願いいたします。

○来住委員 採決に入る前に述べておきたいと思えます。

議案第2号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」、それから、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて(宮崎県税条例の一部を改正する条例)」の2つの議案について賛成できませんので、あらかじめ態度を明確にしておきたいと思えます。

○二見委員長 ほかに、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、ほかにないようですので、採決を行います。

議案等につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、それとも一括がよろしいでしょうか。

〔「個別に」と呼ぶ者あり〕

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、一部を個別採決とし、残りを一括採決するという方法でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それではまず、議案第2号と報告第1号について、採決を行います。

議案第2号及び報告第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○二見委員長 挙手多数。よって、議案第2号及び報告第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第1号、議案第3号から第4号、第5号、第6号、第14号については一括して採決いたします。

各号議案につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号「所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願」についてであります。この請願の取り扱いも含め、御意見をお願いいたします。

○来住委員 請願第3号についてでございます

けれど、これは、去年の9月議会からずっと継続審議になっているものでございまして、この請願の中身から見て、配偶者が、普通は女性なんですけど、その労賃が、対価がちゃんと換算されないという点での経済的な不利益を受けるといっても、この請願の内容にはもちろん入っておりますし、それももちろん大事なんですけど。それからもう一つは、青色申告ですればいいかというのももちろんあります。白は認めないけれど、青は認めてるという例がありますから。

そういう問題もありますけれども、やはり大事なことは、憲法上のいわゆる男女平等の原則という点からも、この請願は、非常に大事な内容を持っていると思いますし、それから、今日の政治的な状況として、例えば一億総活躍社会というのが打ち出される。もちろん男女共同参画というものも、国も県も市町村も大きな問題になってきてますし。それから最近改めて出てきたのが、同一労働同一賃金というものが出てきておりますし。ですから、そういう点では憲法上のいわゆる男女同権というところから、この請願についてはぜひ採択していただきたいというのが私の思いです。

もう一つは、僕が議員になる前にもこの請願は出されている。前回、去年の3月の議会かな、ここで継続になって、いわゆる事実上廃案になったと。それから、また昨年に出されたわけですけど、そういう点では、ずっと請願を継続で続けるというのは——私も紹介議員の一人でもありますから、ぜひこの請願を採択していただきたいと思います。

○二見委員長 ほかに御意見はございませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

午後1時19分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。請願第3号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○二見委員長 挙手多数。よって、請願第3号は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号「高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願」についてであります。この請願の取り扱いも含め、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時20分休憩

午後1時44分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、お諮りいたします。請願第6号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○二見委員長 挙手多数。よって、請願第6号は継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後1時45分休憩

午後1時45分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後2時5分閉会

午後1時45分休憩

午後1時59分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまいただきました御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。総合政策及び行財政改革に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

午後2時5分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

7月21日の閉会中の委員会につきましては、先ほどいただきました御意見等を参考にさせていただき、委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上で委員会を終了いたします。